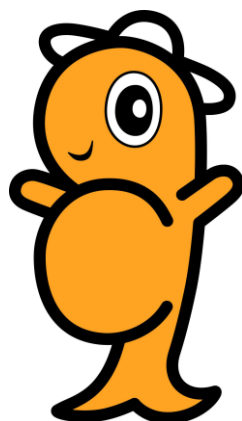


野田村国土強靱化

地域計画

(令和8年度～令和12年度)

ひとがつながり
みんなで創るミライ



[分冊版]

令和8年3月

岩手県野田村

野田村国土強靱化地域計画

— 【分冊版】目次 —

| | | |
|-----|--|----|
| 第1章 | 計画策定の趣旨と位置づけ | 1 |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 | 計画の位置づけ | 1 |
| 第3節 | 計画期間 | 1 |
| 第2章 | 基本的な考え方 | 2 |
| 第1節 | 基本理念 | 2 |
| 第2節 | 基本目標 | 2 |
| 第3節 | 事前に備えるべき目標 | 2 |
| 第4節 | 基本的な方針 | 2 |
| 第3章 | 地域特性と想定するリスク | 4 |
| 第1節 | 地域特性 | 4 |
| 第2節 | 想定するリスク | 4 |
| 第3節 | 施策分野 | 8 |
| 第4章 | 脆弱性評価 | 9 |
| 目標1 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 直接死を最大限防ぐ | 9 |
| 目標2 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、 医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ | 17 |
| 目標3 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 必要不可欠な行政機能を維持する | 21 |
| 目標4 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない | 22 |
| 目標5 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信 サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、 交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、 早期に復旧させる | 23 |
| 目標6 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が 迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 27 |
| 第5章 | リスクシナリオ別の対応方策とKPIの設定 | 29 |
| 目標1 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 直接死を最大限防ぐ | 29 |
| 目標2 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、 医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ | 38 |

| | | |
|--------------|---|-----------|
| 目標 3 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 必要不可欠な行政機能を維持する…………… | 42 |
| 目標 4 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、 必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない…………… | 42 |
| 目標 5 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信 サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、 交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、 早期に復旧させる…………… | 44 |
| 目標 6 | いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が 迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する…………… | 47 |
| 第 6 章 | 個別施策分野別の対応方策 | 49 |
| 個別施策分野(1) | 行政機能・情報通信…………… | 49 |
| 個別施策分野(2) | 地域・福祉・保健医療…………… | 51 |
| 個別施策分野(3) | 産業エネルギー…………… | 52 |
| 個別施策分野(4) | 防災教育・文化…………… | 53 |
| 個別施策分野(5) | 国土保全・環境・交通…………… | 54 |
| 個別施策分野(6) | 住宅・都市・基盤…………… | 54 |
| 第 7 章 | 横断的分野別の対応方策 | 56 |
| 横断的分野(1) | リスクコミュニケーション…………… | 56 |
| 横断的分野(2) | 人材育成…………… | 57 |
| 横断的分野(3) | 官民連携…………… | 57 |
| 横断的分野(4) | 老朽化対策…………… | 58 |
| 横断的分野(5) | 人口減少・少子高齢化対策…………… | 59 |
| 横断的分野(6) | デジタル活用…………… | 60 |
| 第 8 章 | 計画の推進と進捗管理 | 61 |
| 第 1 節 | 住民総参加による取組…………… | 61 |
| 第 2 節 | 計画の進捗管理と見直し…………… | 61 |

※ 本文中にある略称は、その適用範囲を編ごととしている。

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

第1節 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国のほかの計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定された。

また、令和5年6月には、基本法が改正され、同年7月に新たな基本計画が策定されている。

岩手県においても、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、岩手県の強靱化を推進する指針として「岩手県国土強靱化地域計画」を策定している。

本村においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波被害や平成28年8月30日に岩手県から上陸した台風第10号、令和元年10月12日から13日にかけての令和元年東日本台風(台風第19号)による本村初の大雨特別警報の発表、過去に例のない2級河川宇部川の越水等の甚大な被害をもたらす大規模な自然災害が発生している。

こうした状況から、想定外の大規模自然災害が常に発生するという意識を持ち、被害を最小限にとどめるため、平時から備えを行うことが重要になっている。

これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国、岩手県と一体となって、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心なむらづくりを推進するため、本村の強靱化を推進する指針として「第2期野田村国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)」を策定するものである。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本村における国土強靱化の観点から、村政の基本方針となる「野田村総合計画」と整合・調和を図り、災害に対処するための基本的な計画である「野田村地域防災計画」等と連携しながら、本村における国土強靱化施策を推進する指針として位置付ける。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度まで(2026年4月から2031年3月まで)の5年間とする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本理念

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえ、本計画では、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「野田村の強靱化」を推進する。

第2節 基本目標

基本計画や岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ、本村における国土強靱化を推進する上で、基本目標を次のとおり設定する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる。
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする。

第3節 事前に備えるべき目標

本村における国土強靱化を推進する上での基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ。
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する。
- (4) 必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- (6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第4節 基本的な方針

本村における国土強靱化を推進する上での基本的な方針を次のとおり設定する。

1 住民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

切迫する大規模地震災害、頻発化・激甚化する気象災害等、村土や地域の持続性を脅か

す危機に備え、住民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

2 経済発展の基盤となる交通、通信、エネルギー等のライフラインの強靱化

社会・経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通、通信、エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

3 デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ力を最大限活用し、本村が直面する災害への対応力を強化する。

また、多様化・複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル化の恩恵を受けられない人を取り残さない取組を推進する。

4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

多様化する価値観に即して、本村が直面する災害リスクに対応するため、国や岩手県、他市町村との適正な連携・補完関係を強化するとともに、住民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

5 地域における防災力の一層の強化

人口減少、少子高齢化の加速等、村土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の力を結集し、村土全体でつなぎ合わせ、高齢者、障がい者、子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

第3章 地域特性と想定するリスク

第1節 地域特性

本村は、岩手県の北東部、北上山地の沿岸部にあり、北部及び西部は久慈市、南部は普代村及び岩泉町に接し、東部は太平洋に面した東西 11.3 km、南北 13.8 km、総面積は 80.80 km² の村である。

気候は、夏季に海流の影響によるヤマセ（冷たく湿った東よりの風）が発生し、冷涼湿潤な地帯であるが、冬季は比較的温暖である。

降水量は、年間平均 1,000 mm の少雨域で、積雪量も比較的少ないが、春先に大雪をみることがある。

第2節 想定するリスク

1 自然災害の想定

リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を考える際の前提となる災害の想定を、過去の大きな被害を基に次のとおり設定した。

| 想定される自然災害 | 岩手県の想定 | 野田村での想定 |
|-----------|--------|---------|
| 地震 | ● | ● |
| 津波 | ● | ● |
| 火山噴火 | ● | — |
| 風水害・土砂災害 | ● | ● |
| 雪害 | ● | ● |
| その他 林野火災 | ● | ● |

2 野田村が対象とする自然災害

住民生活や経済に影響を及ぼすリスクについては、基本計画や岩手県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえて、被害が生じる恐れのある大規模災害を考慮し、過去に大きな被害をもたらした災害以下の規模に想定した。

| 自然災害 | | 想定する主な災害 | 過去の主な災害（被害状況） |
|------|----|---|--|
| 1 | 地震 | 過去の主な災害から想定 | <p><u>東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）</u> <u>（平成23年3月11日）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震の規模 マグニチュード9.0 ○野田村の震度 5弱 ○津波高さ 約18m （最大遡上到達高 37.8m 米田入口付近） ○浸水区域 2.3 km² ○被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者 37人（うち村民 28人） ※行方不明者なし ・ 負傷者 17人 ・ 住家被害 515棟（うち全壊 311棟、大規模半壊 136棟、半壊 32棟、一部損壊 36棟） ・ 避難者 912人（最大時） ・ 避難場所 11か所（最大時） ・ [ライフライン]停電 869世帯、電話 1,800回線不通、上水道 1,200世帯断水、下水道 743世帯使用不可能 <p>※出典：野田村復興記録誌</p> |
| 2 | 津波 | 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、東日本太平洋沖地震、明治三陸地震、昭和三陸地震のシミュレーション結果を重ね合わせた最大となる津波浸水想定区域 ※出典：野田村津波防災マップ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者 37人（うち村民 28人） ※行方不明者なし ・ 負傷者 17人 ・ 住家被害 515棟（うち全壊 311棟、大規模半壊 136棟、半壊 32棟、一部損壊 36棟） ・ 避難者 912人（最大時） ・ 避難場所 11か所（最大時） ・ [ライフライン]停電 869世帯、電話 1,800回線不通、上水道 1,200世帯断水、下水道 743世帯使用不可能 <p>※出典：野田村復興記録誌</p> |

| 自然 災害 | 想定する主な災害 | 過去の主な災害（被害状況） |
|----------|--|--|
| 3 | <p>風 水 害</p> <p>想定最大規模の降雨 （1,000年に1回程度の大 雨）により河川が氾濫した 場合に想定される洪水浸水 想定区域 ※出典：野田村土砂災害・ 洪水防災マップ</p> | <p><u>令和元年東日本台風（台風第19号）</u> <u>（令和元年10月13日）</u></p> <p>○一時間最大雨量 69.5 mm ※野田港雨量計</p> <p>○降り始めからの総雨量 344.0 mm ※明内川雨量計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本村初の大雨特別警報が発令される <p>○最高水位 431 cm（宇部川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野田橋付近の宇部川堤防から越水する <p>○被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家被害 52 棟（うち半壊 8 棟、準半壊 1 棟、一部損壊 43 棟） ※非住家 16 棟 ・ 避難者 264 人（指定避難所等 224 人、福祉避難所 7 人、自主避難所 33 人） <p>○特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大潮の満潮時刻 13日2時57分 <p>※出典：野田村</p> |
| 4 | <p>土 砂 災 害</p> <p>土砂災害の危険が想定され る区域 ※出典：野田村土砂災害・ 洪水防災マップ</p> | <p><u>平成28年台風第10号（平成28年8月30日）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県から上陸した初めての台風 <p>○一時間最大雨量 59.5 mm ※和野平雨量計</p> <p>○降り始めからの総雨量 116.5 mm ※和野平雨量計</p> <p>○最高水位 267 cm（宇部川） ※1時間30分で、147 cm上昇</p> <p>○被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下安家さけ・ますふ化場全壊 ※東日本大震災による津波でも全壊 ・ 住家被害 20 棟（うち全壊 2 棟、大規模半壊 4 棟、半壊 1 棟、一部損壊 13 棟） ※非住家 20 棟 ・ 避難者 258 人（指定避難所 255 人、福祉避難所 3 人） <p>※出典：野田村</p> |

| 自然災害 | | 想定する主な災害 | 過去の主な災害（被害状況） |
|------|---------|-------------|--|
| 5 | 雪害 | 過去の主な災害から想定 | 豪雪被害（昭和38年1月6日） ※県内の被害 ○積雪量 最大積雪3m <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者11人 ・ 土木被害（道路） 87か所 ※出典：岩手県国土強靱化地域計画 |
| 6 | その他林野火災 | 過去の主な災害から想定 | 三陸フェーン火災（昭和36年5月28日） ○異常乾燥における林野火災 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県北沿岸2市7町村で出火 ○被害状況（2市7町村の合計） <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者4人 ・ 負傷者95人 ・ 住家668棟及び山林約29,898haが焼失 ※出典：久慈広域連合消防本部消防年報 |

3 野田村で想定する“起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）”

第2章第3節で設定した事前に備えるべき目標ごとに本村の地域特性等を考慮し、以下の24項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 |
|------------|--|--|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | 1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や、村中心部の大規模火災による死傷者の発生（二次災害を含む） |
| | | 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な洪水・高潮に伴う市街地等の浸水 |
| | | 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 |
| | | 1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ | 2-1 被災地での食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | | 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足 |
| | | 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺 |
| | | 2-5 被災地における疫病、感染症等の大規模発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能を維持する | 3-1 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 |
|------------|---|--|
| 4 | 必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない | 4-1 エネルギー供給の停止による社会・経済活動の維持への甚大な影響 |
| | | 4-2 金融サービス等の機能停止による生活、商取引等への甚大な影響 |
| | | 4-3 食糧等の安定供給の渋滞による生活、社会・経済活動等への甚大な影響 |
| | | 4-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 5 | 情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | | 5-2 基幹的陸上交通ネットワーク及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 5-3 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 |
| | | 5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止 |
| 6 | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響 |

第3節 施策分野

基本計画や岩手県国土強靱化地域計画に掲げられている個別施策分野や横断的分野を参考に、本村の実情に即して、統合、組替え等を行い、6つの個別施策分野及び6つの横断的施策分野を設定した。

1 個別施策分野

- (1) 行政機能・情報通信
- (2) 地域・福祉・保健医療
- (3) 産業エネルギー
- (4) 防災教育・文化
- (5) 国土保全・環境・交通
- (6) 住宅・都市・基盤

2 横断的施策分野

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成
- (3) 官民連携
- (4) 老朽化対策
- (5) 人口減少・少子高齢化対策
- (6) デジタル活用

第4章 脆弱性評価

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされている。

基本法第9条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされている。

基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本村においても、本計画策定にあたり、国が実施した評価手法等を参考に、主に本村が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施した。

第3章第2節で定めた24項目の起きてはならない最悪の事態ごとに、本村が取り組んでいる現行施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価結果は次のとおりである。

目標1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や、村中心部の大規模火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

(1) 住宅・学校等建築物の耐震化

① 住宅の耐震化率は74%（令和7年度）で、耐震診断・耐震改修の件数はおおむね横ばいとなっていることから、耐震化に対する意識啓発とともに、住宅の耐震診断・耐震改修の支援制度の周知を行い、耐震化率を向上させる必要がある。

② 小中学校の耐震診断・耐震改修は実施済みである。

また、小学校については移転新築が完了したが、中学校については建設から年数が経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、改修を検討する必要がある。

(2) 公営住宅の老朽化対策

村営住宅管理戸数は130戸で、「野田村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、維持管理を実施しているが、一部公営住宅では施設等の老朽化が進んでいることから、建物の経年劣化に応じた適切な修繕を実施するとともに、段階的な用途廃止を含めた検討が必要である。

(3) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

① 本村をはじめ県北の各市町村間と盛岡市を結ぶ道路は、急峻な地形により峠部などの急勾配や急カーブ、道幅の狭い箇所が数多くあり、災害時には安全・安心かつ迅速な移動が困難となることから、非常時における緊急輸送、救命・救助、物資運搬等の通行確保及び所要時間短縮等の災害に強い道路ネットワークの整備が必要である。

② 東日本大震災からの復旧事業等において、村中心部の村内幹線道路や生活関連道

路は、新設や拡幅が完了している。

しかし、村中心部以外においては、道路幅員が狭く、急カーブなどにより大型車のすれ違いや車の通行に支障をきたしている箇所があることから、災害時の緊急車両、救急車両等の円滑な通行を確保するため、支障となる交差部や急カーブ、狭あい区間の計画的な解消が必要である。

(4) 道路施設の長寿命化

橋梁等の道路施設については、「野田村橋梁長寿命化修繕計画」等を策定している。

今後も、「野田村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、補修工事等を実施し、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する必要がある。

(5) 公共施設の防災対策及び維持管理

社会教育施設、体育施設等の公共施設の中には、災害時に避難所、防災拠点等としての活用を見込んでいる施設があることから、「野田村公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の防災対策及び適正な維持管理が必要である。

(6) 市街地整備

本村の市街地の公園の住民1人当たりの敷地面積は約45㎡となっている。東日本大震災後、津波防災緑地として十府ヶ浦公園等を整備したことから、津波に対する減災効果のほか、火災の延焼を遮断する等の防災機能を持つ公園の平時の際の活用について、周知していくことが必要である。

(7) 空き家対策

老朽化した空き家は、耐震性が大きく不足し、地震、台風、積雪等で倒壊の危険性が高くなり、防災上のリスクとなる。現時点で本村には、所有者の適正な管理により、近隣へ危険を及ぼすと認定された特定空き家はないものの、人口減少や高齢化により、特定空き家の増加が懸念されることから、空き家の適正な管理とともに、有効活用の普及啓発を図る必要がある。

(8) 防火対策

① 消防水利の計画的な整備及び住宅用火災警報器の設置を推進しており、消防水利の充足率は89.1%（令和7年度）、住宅用火災警報器設置率は98.1%（出典：久慈広域連合消防本部消防年報令和5年版）となっている。

今後も、消防水利の充足率の低い地区を中心に整備を進めるとともに、住宅用火災警報器を未設置の家庭への設置指導及び機器の更新指導を継続していく必要がある。

② 新たに林野火災警報等の運用が開始された。林野火災警報等が久慈広域連合消防本部から発令された場合には、住民に対して周知を徹底する必要がある。

(9) 地震災害避難所等の指定及び整備

本村では、災害ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

しかし、岩手県で新たに最大クラスの津波浸水想定区域が公表されたことから、地震災害における安全で明確な避難所等の見直しが必要である。

(10) 指定避難所の環境改善

- ① 「指定避難所開設・運営マニュアル」は作成済みであることから、大規模災害が発生した際に、避難所の運営が円滑に行われるよう、マニュアルに基づいた訓練等を実施する必要がある。

また、実情に合わせ、作成済みのマニュアルを随時見直す必要がある。

- ② 本村で保有している簡易トイレやパーティション等は、備蓄から年数が経過してきていることから、スフィア基準*に基づく生活空間の確保や、避難所生活環境の質を向上させるため、十分なトイレの確保、プライバシーに配慮した生活スペースの確保等、多様なニーズに応じた備蓄品の見直しや更新をする必要がある。

※スフィア基準

災害や人道危機の際に、被災者が人間らしい生活を送るために必要な最低限の支援基準を定めた国際的な指針。

水・食料・住居・保健の分野で具体的な指標が示されている。(例：1人あたり3.5㎡以上の居住空間など)

- ③ 災害時に避難所としての機能を果たす施設について、学校施設、社会教育施設、体育施設等の公共施設が該当することから、施設の改修等を検討・実施する際は、トイレ、空調設備等の整備や、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン*化等の環境改善を考慮する必要がある。

※ユニバーサルデザイン

全ての人が利用しやすいように、製品、建物、空間などをデザイン（立案、設計）し、つくるという考え方。

(11) 避難行動の支援

- ① 災害時の避難に支援が必要な住民について、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ配付するとともに、同意者名簿も併せて提供している。

今後も、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図ることが必要である。

- ② 避難時においては、消防団、自主防災組織等の共助による情報提供や避難誘導が行われている

しかし、消防団員の確保が困難になってきているため、消防団員の減少、高齢化、就業形態の変化等に対応した活動の見直しが必要である。

あわせて、自主防災組織の育成や、未設置地区への組織化の支援が必要である。

(12) 自主防災組織等の育成強化

自主防災組織の数は現在5団体となっていることから、自主防災組織が未設置の地域での新たな組織化を促進するとともに、自主防災組織等が実施する訓練への指導、活動に必要な資機材の整備・購入に対する支援等による地域防災力の強化が必要である。

(13) 消防団の災害対応力強化

- ① 消防車両、消防施設及び消防団活動に必要な資機材の整備、消防団員の募集、消防団員の教育訓練並びに消防水利の整備を推進している。

今後も、消防団員の確保やスキルアップを図るとともに、消防施設等の計画的な更新に努める必要がある。

- ② 消防団が行った警戒、予防活動等に対し、各分団等に補助金を支給している。

今後も、消防団による警戒、予防活動等のより一層の充実に向け、活動を支援していく必要がある。

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進

岩手県が公表した「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」では、本村の津波による最大死者数が140人と想定されたことから、東日本大震災津波の経験を踏まえ、最大クラスの津波を想定しつつ、防災訓練の実施、避難所等の見直し、防災教育等の犠牲者ゼロを目指した対策を実施する必要がある。

また、令和7年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震により津波警報が発表され、その対応の中で浮き彫りとなった避難所での暑さ対策等の新たな課題への対応を進める必要がある。

(2) 津波等防災施設の整備等

東日本大震災津波等の被災の経験から、ハード事業とソフト事業による防災対策を組み合わせて、被害を最小限にしていくことが求められている。よって、津波による被災の恐れが高い沿岸地域については、再び同様の被害を受けないよう減災の考えに基づいた、ハードとソフト両面の手法を組み合わせた多重防災型の防災対策が必要である。

(3) 津波災害避難所等の指定及び整備

- ① 本村では、災害ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

しかし、国、岩手県から示された巨大地震によるシミュレーション結果を重ね合わせた最大クラスの津波浸水想定区域を踏まえ、必要に応じて指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを行う必要がある。

- ② 東日本大震災の教訓から、逃げ遅れた方が緊急的に屋上に避難できる避難タワー（保健センターや北区地区コミュニティセンター）を整備している。

今後も、緊急的に命を守る施設として、適切な利活用について周知徹底を図る必要がある。

(4) 指定避難所の環境改善

※ 1-1(10)から再掲 (P11)

(5) 津波避難路の整備

東日本大震災の復旧・復興事業により、津波避難場所等に至る経路に避難誘導標識等を整備している。

今後も、避難誘導標識等を必要に応じて設置していくほか、適正な維持管理等を実施していく必要がある。

(6) 津波避難体制の整備

避難計画の周知を図るため、「野田村津波防災マップ」を作成し、全戸に配布している。

今後も、国、岩手県から示される津波浸水想定を反映したハザードマップに適宜更新を行う必要がある。

(7) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P11)

(8) 津波防災訓練、防災教育の実施

① 地震・津波を想定した防災訓練や、村内の小中学校・高等学校、住民を対象とした防災教育等を実施し、防災知識の伝承と普及を図っている。

② 東日本大震災等の記録や記憶を伝える施設として、保健センターの3階に「復興展示室」を整備している。

今後も、内容を充実させ、東日本大震災のほか過去の災害の歴史や教訓などを紹介し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備え、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての周知等の防災・減災の取組を進める必要がある。

(9) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P9)

(10) 道路施設の長寿命化

※ 1-1 (4)から再掲 (P10)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な洪水・高潮に伴う市街地等の浸水

(1) 河川改修等の治水対策

平成 28 年台風第 10 号においては、明内川法理橋付近から流木等の流出障害により越水し、宇部川の増水により秋田川のバックウォーターの発生したことにより、市街地の浸水被害が発生した。

さらに、安家川の増水により、下安家さけ・ますふ化場が全壊し、家屋被害も発生した。

また、令和元年東日本台風においては、野田橋付近の宇部川堤防から越水し、市街地に大規模な浸水被害が発生した。

今後も、村内の岩手県管理河川の計画的な河道掘削の継続実施、明内川分流整備計画の早期着手、宇部川の堤防嵩上げ及び法面のコンクリート被覆等の対策を岩手県等関係機関へ要望する必要がある。

(2) 内水危険箇所の対策

城内地区の浸水対策として、明内川分水路工事が完了している。

また、北区地区の浸水対策として、宇部川第 3・第 5 排水区ポンプ場を整備したが、宇部川第 8 排水区ポンプ場の整備には未着手であることから、残る宇部川第 8 排水区ポンプ場の整備について再検討する必要がある。

あわせて、整備した施設等の定期的な点検及び適正な維持管理を行う必要がある。

(3) 避難情報に対応した警戒・避難体制

緊急時に、避難指示等発令基準・災害時行動計画に応じた適切な判断ができるように警戒・避難体制を講じていることから、これまでどおり空振りを恐れず、早期の避難情報を周知徹底するとともに、避難者の受入れ体制を充実する必要がある。

また、避難しない住民への避難の働きかけ方及び各種感染症、障がい、傷病等により、自ら安全な場所を確保し、自主避難をする住民の把握方法を検討する必要がある。

(4) 洪水浸水・高潮浸水災害避難所等の指定及び整備

本村では、災害ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

今後も、村内の河川における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、また高潮による浸水想定区域が岩手県から示された場合は、その結果を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを随時行う必要がある。

(5) 指定避難所の環境改善

※ 1-1 (10)から再掲 (P11)

(6) 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備

避難計画の周知を図るため、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」を作成し、全戸に配布している。

今後も、村内の河川における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、また高潮による浸水想定区域が岩手県から示された場合は、その結果を踏まえ、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」を随時更新する必要がある。

(7) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P11)

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(1) 土砂災害対策施設等の整備・改修

① 本村には、土砂災害の恐れのある箇所が 74 か所（出典：岩手県HP）あり、平成 28 年台風第 10 号及び令和元年東日本台風では多数の土石流・斜面崩壊が発生した。

しかし、土砂災害からの被害を受けない緩衝地帯としての機能を持つ防災空地は整備されていないことから、土砂災害等の被害があり、今後も災害発生の恐れが高い区域については、再び同様の被害を受けないための対策が必要である。

② 岩手県において、急傾斜地崩壊対策施設や砂防施設の整備を進めている。

今後も、事業箇所の早期完成、未整備箇所の早期事業化等を岩手県に要望していく。

(2) 土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備

土砂災害警戒情報の発表等の土砂災害のリスクが高まった際に、避難指示等発令基

準・災害時行動計画に応じた適切な判断をするための警戒・避難体制を講じている。

今後も、危機管理型水位計、気象庁HP等の情報入手手段を住民へ周知し、住民が土砂災害時に、より正確かつリアルタイムに避難行動を判断できるよう、警戒・避難体制を講じる必要がある。

(3) 土砂災害避難所等の指定及び整備

本村では、災害ごとの指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

今後も、土砂災害警戒区域等の新規指定箇所があった場合、その結果を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを随時行う必要がある。

(4) 指定避難所の環境改善

※ 1-1 (10)から再掲 (P11)

(5) 土砂災害避難体制の整備

避難計画の周知を図るため、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」を作成し、全戸に配布している。

今後も、土砂災害警戒区域等の新規指定箇所があった場合、その結果を踏まえ、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」を随時更新する必要がある。

(6) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P11)

1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

(1) 除雪車両等の維持

年ごとの除雪回数に隔たりがあり、除雪車両等の維持管理費が問題となっているため、除排雪機械の維持管理経費の一部負担を含めて、村内の建設業者に業務を委託している。

今後も、除排雪機械の維持管理経費の一部負担を含めた業務委託を継続する必要がある。

(2) 除雪体制の強化

本村で除雪車両を借り上げ、地域の運転有資格者へ除雪を依頼している。

また、地域住民が自ら除雪できるよう小型除雪機の貸出しを行っている。

今後も、除雪車両の運転有資格者の掘り起こしが必要であるほか、小型除雪機の貸出制度の充実を図る必要がある。

(3) 長期にわたる停電時の支援体制

地区の公民館等へ可搬型の発電機を配備しており、停電時に問題なく使用できるよう、使用方法の周知や定期的な点検を行う必要がある。

(4) 事前伐採の実施

東北電力ネットワーク(株)久慈電力センターと支障木の事前伐採についての協定を締結していることから、大雪により倒木の恐れがある樹木の事前伐採を実施し、停電や道路寸断の発生を防止することが必要である。

1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

(1) 情報連絡体制の強化

大規模災害時には、行政や防災関係機関のほか、広域的な各種機関との迅速な情報連絡体制を確保するとともに、複数の連絡手段を確保していることから、多様な関係機関の参加による防災訓練等での通信訓練が必要である。

(2) 住民等への情報伝達の強化

住民等への情報提供のため、村公式ウェブサイト、防災行政無線、J-ALERT(全国瞬時警報システム)、各種SNS、エリアメールなど多様な情報伝達手段を確保している。

今後も、住民等が瞬時に災害情報を得られるよう、引き続き情報取得方法を住民に周知するとともに、防災訓練等で情報伝達の訓練を実施する必要がある。

また、避難施設には、特設公衆電話が設置されているが、訓練の際には繰り返し使用方法を周知する必要がある。

(3) 防災教育の推進

東日本大震災を契機として、村内の小中学校・高等学校、住民を対象とした防災学習を実施している。

今後も、継続して防災学習を実施することにより、東日本大震災の状況や教訓を後世に伝えるとともに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備えや、北海道・三陸沖後発地震注意情報の周知等のほか、近年の豪雨災害に備えた学習も実施する必要がある。

(4) 防災訓練の推進

地震・津波、土砂災害・洪水を想定した防災訓練を実施し、防災力の向上を図っている。

今後も、防災訓練等は、より多くの関係機関の参加の下に継続して実施することで、大規模災害時に備え各種機関と連携強化を図る必要がある。

(5) 要配慮者の避難行動支援

① 要配慮者利用施設が実施する避難訓練に対する支援及び避難確保計画の作成支援を行っている。

今後も、要配慮者利用施設に対する避難情報の正確な知識の周知徹底及び避難訓練等の実施に対する支援が必要である。

② 避難行動要支援者名簿について、避難支援者等関係者へ配布するとともに、避難時において、消防団、自主防災組織等の共助による情報提供や避難誘導を円滑に行うた

め、訓練を行っている。

今後も、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者への事前の名簿提供同意率の向上を図ることが必要である。

あわせて、地区ごとの災害時の避難行動におけるルール作りの推進や、消防団や自主防災組織などの共助による支援体制の構築を図る必要がある。

(6) 自主防災組織等の育成強化

※ 1-1 (12)から再掲 (P11)

(7) 災害に備えた道路交通環境の整備

災害時の停電による信号機の停止、災害時の通行止め・通行規制、迂回路等の情報が伝わらない事態が想定されることから、道路通行規制等の情報提供について、今後も国や岩手県などの関係機関と連携が必要である。

目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 災害用備蓄品の確保

「野田村地域防災計画」に定める最大想定避難者数に基づき、計画的に食糧、飲料水等の物資を備蓄している。

しかし、災害が多様化しており、加えて各種感染症対策、暑さ・寒さ対策等も考慮する必要があることから、備蓄内容の見直しを図る必要がある。

(2) 物資の調達・供給体制の強化

他市町村や民間企業と物資の調達・供給に関する協定を締結していることから、災害時に協定が問題なく機能するよう、日頃から訓練等により顔の見える関係づくりを行う必要がある。

(3) 水道施設の防災機能の強化

浄水施設及び配水管などの水道施設の老朽化調査を実施する予定である。

また、水道施設のアセットマネジメント計画※を策定し、浄水施設や配水管の脆弱性及びリスクを適切に管理し、防災機能強化を図る必要がある。

※アセットマネジメント計画

持続可能な水道事業の実現のため、中長期的な視点による資産管理計画のこと。

(4) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

日本水道協会岩手県支部、八戸圏域水道企業団等との災害時における相互応援協力に関する協定等により、応急給水の確保に係る連携体制が整備されていることから、災害時に給水拠点を早急に指示できるよう、日頃から訓練等により連携強化を図る必要がある。

(5) **災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※ 1-1 (3)から再掲 (P9)

(6) **道路施設の長寿命化**

※ 1-1 (4)から再掲 (P10)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(1) **災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※ 1-1 (3)から再掲 (P9)

(2) **道路施設の長寿命化**

※ 1-1 (4)から再掲 (P10)

(3) **連絡体制の強化**

大規模災害時には、固定電話、携帯電話等の通信ネットワークにアクセスが集中し、接続不良が発生する可能性が高く、孤立が懸念される集落（中沢地区）に衛星携帯電話を設置していることから、防災訓練等に合わせて、衛星携帯電話等の利用方法の習熟や通信訓練を行う必要がある。

また、必要に応じて、現在整備している衛星携帯電話の更新や、ほかに孤立が懸念される集落等に設置を行う必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

(1) **災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化**

① 庁舎は、東日本大震災で浸水したが、庁内のサーバを2階に移していたため、窓口に係る住民サービスに大きな影響はなかった。現在はクラウド化を実施し、災害時のバックアップ体制を確保している。

② 非常用発電機は、津波浸水高を考慮し、新たに整備が済んでいることから、庁舎の情報通信、各種インフラ等の設備点検や修繕を定期的に行う必要がある。

③ 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、災害対策本部を置く庁舎が浸水区域に入ることから、移転新築した小学校に災害対策本部の代替施設としての機能を備えている。

今後も、防災訓練等をつうじて、代替施設と併せて災害対策本部運営や避難所開設等の訓練を行う必要がある。

(2) **救助・救急等の補完体制強化**

救助・救急業務は、被害状況の把握、情報の共有、応急対応等を消防機関と連携している。

今後も、救助・救急体制の強化に向けて、常備消防の充実・強化（消防車両、資器材等の計画的な更新）を図る必要がある。

(3) エネルギー・資機材の確保

電力（東北電力ネットワーク(株)久慈電力センター、岩手三菱自動車販売(株)、(株)野田バイオパワー J P）・石油燃料（岩手県石油商業協同組合久慈支部）・プロパンガス（(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部）については、民間企業との災害協定を締結している。災害発生の混乱時に円滑な燃料調達を実現するため、防災訓練等をつうじて協定先との連絡・連携体制を確認し、顔の見える関係を維持しておく必要がある。

(4) 消防団の災害対応力強化

※ 1-1 (13)から再掲 (P11)

(5) 各種機関と連携した防災訓練の実施

防災訓練を毎年実施している。

今後も、村、消防、警察、自主防災組織、福祉施設等の訓練参加機関を増やし、連携して災害想定ごとに多種多様な訓練を実施することが必要である。

(6) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P9)

(7) 災害対応に係る職員の人材育成

大規模災害時には、課を超えて職員一人ひとりが様々な災害対応業務に従事することが求められることから、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所等の運営管理、罹災証明書交付等の多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成を推進する必要がある。

(8) 防災DXの推進

これまで災害時の対応や情報収集・管理、平時の防災業務について、アナログなものが多く、デジタル技術の体系的活用は十分に進んでいない。災害時は、災害現場の状況把握が必要不可欠であるが、これを安全かつ適切に行うため、今後はデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する必要がある。

また、災害時にシステム等を利活用できる人材の確保・育成も必要である。

あわせて、災害時に被災状況や道路・河川状況を安全に把握するために、ドローンの活用を進めるとともに、ドローンを操作できる人材の確保・育成も必要である。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

(1) 災害時における医療体制の強化

医療機関と連携した総合防災訓練を平成 29 年度に実施している。

今後も、医療機関と連携した総合防災訓練が必要である。

(2) 医療・保健・福祉の連携強化

平時から、岩手県、医師会及び各医療機関と連携した事業の推進や住民への支援体制の構築に取り組んでいる。

今後も、災害に関する研修会等に、広く職員が参加できるような体制づくりや、職員の確保が必要である。

また、地域包括支援センターに設置している北三陸ネット等のシステムの有効活用を図る必要がある。

(3) 業務継続体制の整備

東日本大震災の経験をいかし、救護所や仮設診療による診療体制の確保、DMAT※、訪問診療等による後方支援の体制づくりに取り組んでいる。

今後も、災害発生時に医療活動等の継続が図られるよう、早期の救護所設置、診療体制、医薬品等の確保が必要である。

※DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム)

大規模災害や事故が発生した直後に急行し、救命を目的として活動する医療チーム。医師、看護師、調整員等で編成され、被災地でのトリアージ、応急処置、医療搬送の調整、被災医療機関の支援等を行う。

(4) 要配慮者等への福祉的支援

災害発生時における福祉避難所の設置運営について、村内の社会福祉施設等6施設と協定締結済みとなっていることから、各施設の現状等と避難者のニーズが、可能な限り合致するよう努める必要がある。

(5) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※1-1(3)から再掲 (P9)

2-5 被災地における疫病、感染症等の大規模発生

(1) 感染症対策の実施

岩手県と連携し、感染症の発生状況、予防対策に関する情報発信や啓発活動を実施している。

また、必要に応じて感染症対策用品の備蓄に努めていることから、感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種の促進、予防対策に関する啓発活動を継続して実施し、住民の意識の向上を図る必要がある。

(2) 保健体制の整備

災害発生時には健康相談窓口の開設や住民の健康調査等を実施し、早期に医療機関に繋げるとともに、感染が拡大しないような保健活動を展開している。

今後も、関係者が災害発生時に即時対応できるよう、研修会や訓練に広く職員が参加し、対応や手順を理解する必要がある。

また、活動内容を職員間で情報共有する必要がある。

(3) 下水道施設の防災機能の強化

野田浄化センターが東日本大震災や令和元年東日本台風において浸水し、一時的な機能不全に陥ったことから、施設の改修を実施し、非常用発電機を設置した。

今後も、整備した施設等の定期的な点検と適正な維持管理を行う必要がある。

目標3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

※ 2-3(1)から再掲 (P18)

(2) 各種機関と連携した防災訓練の実施

※ 2-3(5)から再掲 (P19)

(3) 地域防災計画の策定

「野田村地域防災計画」は策定済みであることから、計画に基づいた訓練等を実施することにより、災害発生時の応急・復旧体制の強化に努めるほか、職員への周知・共有を図る必要がある。

また、実情に合わせ、「野田村地域防災計画」を随時見直す必要がある。

(4) 業務継続計画の策定

「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」は策定済みであることから、計画に基づいた訓練等を実施することにより、業務継続体制の強化に努めるほか、職員への周知・共有を図る必要がある。

また、実情に合わせ、「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」を随時見直す必要がある。

(5) 広域連携体制の確保

本村は、岩手県内市町村、八戸・久慈・二戸の三圏域市町村、北海道様似町と大規模災害時における相互応援協定を結んでおり、東日本大震災においても、様々な支援を受けている。

今後も、協定先との様々な分野における交流をつうじながら、関係を継続していく必要がある。

目標4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 エネルギー供給の停止による社会・経済活動の維持への甚大な影響

(1) エネルギー供給事業者の業務継続体制の強化

電気、ガス、石油事業者等のエネルギー供給事業者について、業務継続体制の強化を促進している。

今後も、エネルギー供給事業者の業務継続体制のより一層の強化や、適切な見直しを促進するため、関係団体と連携を図る必要がある。

(2) エネルギー供給事業者との連携

エネルギー供給事業者（東北電力ネットワーク㈱久慈電力センター、岩手県石油商業協同組合久慈支部、(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部、岩手三菱自動車販売㈱、(株)野田バイオパワーJ P）と災害協定を締結していることから、エネルギー供給事業者と防災訓練等をつうじ、災害時に円滑に電気、燃料等を確保できるよう、連携を強化する必要がある。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進しており、住宅用太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備の導入費用の一部補助を実施している。

今後も、多様な再生可能エネルギー設備の導入検討や、住宅用太陽光発電システム等の導入への支援の継続が必要である。

4-2 金融サービス等の機能停止による生活、商取引等への甚大な影響

金融機関の業務継続体制の強化

金融機関における、業務継続体制の強化を促進している。

今後も、金融機関の業務継続体制のより一層の強化や、適切な見直しを促進するため、関係団体と連携を図る必要がある。

4-3 食糧等の安定供給の停滞による生活、社会・経済活動等への甚大な影響

(1) 物流機能の維持・確保

東日本大震災では、避難所、孤立集落等に、職員が食糧等の支援物資の配送を行った。今後も、緊急時の食糧、水、生活物資等の確保を円滑に行うため、災害時の連携及び集積場所等について、訓練等により継続して確認する必要がある。

(2) 生産基盤の災害対応力の強化

基盤整備・長寿命化対策を実施している。

今後も、地域経済を支える生産基盤の維持に向けて、施設整備・長寿命化の推進、事前の減災対策の強化及び環境変化に対応した体制整備を進める必要がある。

また、業務継続体制の強化を促進し、災害時における生産機能の維持及び早期復旧を確保する必要がある。

(3) 食糧等の確保

「野田村地域防災計画」に定める、最大想定避難者数である 500 人分の備蓄を実施している。

今後も、定期的に賞味期限や在庫数を点検するなど、計画的な備蓄が必要である。

(4) 住民による備蓄の推進

防災マップに非常時持ち出し品リストを掲載している。

今後も、非常時に必要な持ち出し品を住民に対し周知することで、自助・共助の意識啓発及び地域防災力の向上を図る必要がある。

4-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 農地侵食防止対策の推進

近年の台風による豪雨災害については、村内の農地も大きな被害を受けていることから、農道等、農業用施設の補強改修などが必要である。

(2) 農地の荒廃抑制

中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の活用により、遊休農地の解消に努めている。

今後も、後継者不足による耕作放棄地の増加等への対応が必要である。

(3) 治山事業の推進

近年は、甚大な被害をもたらす台風災害等が頻発していることから、治山申請箇所は今後増加するものと思われる。

今後も、山地災害を減少させるため、事前の治山事業が必要となる。

また、山地災害箇所の二次災害を防ぐため、治山事業において迅速な対応が必要である。

(4) 適切な森林整備の推進

森林整備面積は横ばいで推移していることから、森林の持つ多面的機能の発揮のため、森林整備を促進する必要がある。

目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備

① 庁舎は、東日本大震災で浸水したが、庁内のサーバを2階に移していたため、窓口

に係る住民サービスに大きな影響はなかった。現在はクラウド化を実施し、災害時のバックアップ体制を確保している。※2-3(1)から内容抜粋 (P18)

② 非常用発電機は、津波浸水高を考慮し、新たに整備が済んでいることから、庁舎の情報通信、各種インフラ等の設備点検や修繕を定期的に行う必要がある。※2-3(1)から内容抜粋 (P18)

③ 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、災害対策本部を置く庁舎が浸水区域に入ることから、移転新築した小学校に災害対策本部の代替施設としての機能を備えている。

今後も、防災訓練等をつうじて、代替施設と併せて災害対策本部運営や避難所開設等の訓練を行う必要がある。※2-3(1)から内容抜粋 (P18)

(2) 住民等への情報伝達の強化

※1-6(2)から再掲 (P16)

(3) 防災行政無線の活用

防災行政無線については、適正な管理の下、災害時の有効な情報伝達手段として活用を図っている。

今後も、適正な維持管理に努める必要があるとともに、機器の老朽化も進んでいるため、機能強化を含めた機器の更新を検討する必要がある。

(4) 情報収集・発信体制の強化

災害発生直後の初動段階における災害対策業務についての行動等を示した「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」を整備していることから、計画に基づき、訓練を実施することで、情報収集・発信時の具体的な行動の習得や課題を把握する必要がある。

また、災害対策業務について、業務ごとの具体的なマニュアルが未作成の業務があるため、作成を進めるとともに、実情に合わせマニュアルを随時見直す必要がある。

(5) 住民組織等と連携した情報提供

防災訓練時に町内会等を単位とした自主防災組織と連携して、特設公衆電話等の取扱い訓練を実施している。

今後も、実際の情報提供手段を使った情報収集訓練の実施により、情報収集手段の種類や方法を習得することが必要である。

また、特設公衆電話の使用方法を習得することも必要である。

(6) 災害時に利用可能な情報伝達手段の周知

防災訓練等をつうじ、災害用伝言ダイヤル(171)の周知を行っている。

今後も、防災訓練参加者をはじめ、住民へ災害時の情報伝達手段について周知を徹底する必要がある。

5-2 基幹的陸上交通ネットワーク及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1(3)から①②再掲 (P9)

- ③ 東日本大震災の際、中沢地区が孤立したが、林道中沢広内線の整備により、2方向避難が可能になった。

今後も、林道中沢広内線の維持管理が必要である。

あわせて、中沢地区中心部の道路が通行に支障があるため、解消を図る必要がある。

(2) 道路施設の長寿命化

※ 1-1(4)から再掲 (P10)

(3) 災害時の公共交通ネットワークの確保

公共交通は、三陸鉄道リアス線及び村営バスによって構成されている。そのほかに、通学バスや福祉有償運送等により公共交通が補完されている。

今後も、災害時の連携体制、復旧体制など、災害時のネットワークの確保にも考慮し、災害に強い公共交通ネットワークの構築を目指す。

5-3 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

※ 4-1(3)から再掲 (P22)

(2) 避難所、緊急車両等への燃料等供給確保

- ① 指定避難所である小学校には、自家発電設備及び太陽光発電システムが整備されている。

しかし、中学校には太陽光発電システムが整備されているものの、蓄電設備がないため、施設内に電気を供給できない(売電のみ)ことから、指定避難所である中学校の蓄電設備の整備について検討する必要がある。

- ② エネルギー供給事業者(東北電力ネットワーク(株)久慈電力センター、岩手県石油商業協同組合久慈支部、(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部、岩手三菱自動車販売(株)、(株)野田バイオパワーJ P)と災害協定を締結していることから、エネルギー供給事業者と防災訓練等をつうじ、災害時に円滑に電気、燃料等を確保できるよう、連携を強化する必要がある。※ 4-1(2)から内容抜粋 (P22)

- ③ 東日本大震災後に避難所となる公民館等及び主要施設の一部には、蓄電設備を備えた太陽光発電システムが整備されている。村内医療機関、玉川地区活性化センター、総合運動公園、生涯学習センター、北区地区コミュニティセンター、国民宿舎えぼし荘には整備済であるが、今後も未整備施設へ整備を検討する必要がある。

(3) 非常用発電機の装備

庁舎には、東日本大震災後に浸水高を考慮した非常用発電機を備えている。

また、保健センター、旧新山保育所、各地区の公民館等には発電機を設置しており、防災訓練の際など、定期的に設備の適正な維持管理に努め、非常時に備える必要がある。

5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(1) 水道施設の防災機能の強化

※ 2-1 (3)から再掲 (P17)

(2) 水道施設の復旧体制の強化

久慈市上下水道工事業共同組合と災害時における早期復旧に資することを目的に協定を締結しており、連携体制が整備されていることから、災害発生時の混乱時においても、早期復旧を実現するため、日頃から協定先との連絡・連携体制を確認しておく必要がある。

(3) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

※ 2-1 (4)から再掲 (P17)

(4) 水道事業の業務継続計画の策定

水道事業の業務継続計画は未策定であることから、計画を策定する必要がある。

(5) 下水道施設の防災機能の強化

※ 2-5 (3)から再掲 (P21)

(6) 下水道施設の復旧体制の強化

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部と災害時における早期復旧に資することを目的に協定を締結しており、連携体制が整備されていることから、災害発生時の混乱時においても、早期復旧を実現するため、日頃から協定先との連絡・連携体制を確認しておく必要がある。

(7) 下水道事業の業務継続計画の策定

「野田村下水道事業業務継続計画」は策定済であることから、計画に基づき、発災時から復旧・復興まで円滑に実施できるよう事前準備を行う必要がある。

(8) 仮設トイレ等の確保

災害時には、関係機関等と連携して、被災した地域からの要望により仮設トイレ等を設置している。

今後も、災害発生時に、早急に仮設トイレ等の必要数を把握し、確保・設置する体制を構築する必要がある。

目標6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

廃棄物の処理体制の整備

東日本大震災をはじめ、近年の災害において、膨大な量の災害廃棄物が発生したことから、災害廃棄物の処理には、平常時から災害廃棄物処理置場候補地を事前に選定し、共有しておくなど、迅速かつ円滑に処理するための体制の確保が必要である。

6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) ボランティア受入れ体制の整備

東日本大震災、平成28年台風第10号、令和元年東日本台風において、災害ボランティアセンター設置を支援した。

今後も、災害ボランティアセンターの設置支援の人員確保のため、野田村社会福祉協議会と連携を図る必要がある。

(2) 受援体制の整備

「野田村災害時受援計画」は策定済みであることから、計画に基づいた訓練等を実施することにより、受援体制の強化に努めるほか、職員への周知を図る必要がある。

また、実情に合わせ、「野田村災害時受援計画」を随時見直す必要がある。

(3) 復旧・復興計画等策定の事前準備

① 「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」は策定済みであることから、発災時からを想定した訓練を実施し、業務の継続について確認しておく必要がある。

また、復旧・復興計画等策定が円滑に実施できるよう、事前準備を行う必要がある。

② 迅速な復旧・復興計画等策定に対応するため、住宅等の被害判定を行う人材が不足していることから、住宅等の被害判定を行う人材を育成する必要がある。

(4) 自主防災組織等の育成強化

※1-1(12)から再掲(P11)

(5) 職員によるデジタル技術の活用

職員のDX推進、業務効率化の向上として、AI等の研修会を開催している。

今後も、国土強靱化の取組を効率的に進めるために、ドローン、AI等の活用、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。

6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティ力の強化

東日本大震災からの復旧・復興を経て、新たな地区割り等により、町内会組織や地域コミュニティの在り方に変化が見られることから、各コミュニティ及び本村全域での持続可能な体制づくりに向けた人材育成を行う必要がある。

6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害の防止

災害発生後、観光客来訪数が減少する傾向にあることから、災害からの復旧状況について、正確な情報発信をする必要がある。

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内幹線道路の整備事業 |
|--|---|

(4) 道路施設の長寿命化

老朽化した道路施設等の補修等工事を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、道路施設等の点検等の適切な維持管理に努めることで、道路施設の安全性を高め、災害時の交通機能を確保する。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 村道橋梁老朽化対策事業 ・ 村道排水施設整備事業 ・ 村道舗装繕繕事業 ・ 村道拡幅事業 |
|--------|---|

(5) 公共施設の防災対策及び維持管理

社会教育施設、体育施設等の公共施設の中には、災害時に避難所、防災拠点等として活用する施設もあるため、「野田村公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の防災対策及び適正な維持管理に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「野田村公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の防災対策及び適正な維持管理 |
|--------|---|

(6) 市街地整備

防災機能を持つ公園としても活用するため、住民へ防災機能の周知や適正な維持管理に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 十府ヶ浦公園等の適正な維持管理 |
|--------|---|

(7) 空き家対策

地域の住民の安全を確保するため、空き家の適正な管理を促進し、空き家を有益な資産として利活用を図ることを普及啓発するなど、空き家の流動化を促進し、特定空き家の発生を抑制する。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等による空き家の適正管理及び利活用の普及啓発 |
| K P I | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定空き家の件数 0件→0件 |

(8) 防火対策

- ① 防火水槽を基本とした消防水利については、充足率の低い地区を中心に引き続き整備を進めるとともに、住宅用火災警報器の設置及び機器の更新を推進し、住宅での火災予防対策を進める。
- ② 林野火災警報等の発令時は、久慈広域連合久慈消防署野田分署と連携しながら、各種広報媒体による周知を徹底し、火災の発生防止に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火水槽整備事業 ・ 住宅用火災警報器の設置促進 |
|--------|---|

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 各種広報媒体による林野火災警報等の周知 |
| K P I | <ul style="list-style-type: none"> 消防水利充足率 89.1%→91.1% 住宅用火災警報器設置率 98.1%→100% |

(9) 地震災害避難所等の指定及び整備

最大クラスの地震災害に対応した、安全で明確な指定緊急避難場所及び指定避難所について、津波災害と一体的に見直しを行うとともに「野田村津波防災マップ」として住民への周知を図る。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> 「野田村津波防災マップ」の更新及び配布 |
|--------|---|

(10) 指定避難所の環境改善

- ① 災害時における避難所運営等を円滑に行うための訓練を実施するとともに、「指定避難所開設・運営マニュアル」の見直しを行う。
- ② 避難所生活環境の質を向上させるため、多様なニーズに対応した備蓄品目や数量の確保を行うことで、ストレスの軽減、避難者の生命・健康の維持等、二次被害の防止に努める。
- ③ 災害時には、全ての人が安全で快適に避難所生活ができるよう、指定避難所等のトイレ・空調設備等の整備や、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化等の環境改善の推進に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害を想定した避難所開設、運営訓練の実施 「指定避難所開設・運営マニュアル」の見直し 避難所生活環境改善のための備蓄品や施設設備等の整備 指定避難所等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進 |
|--------|---|

(11) 避難行動の支援

- ① 災害時における避難行動要支援者の避難を支援するため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び個別避難計画の作成を推進し、関係団体との情報共有を図るとともに、事前の名簿の提供について同意を促す。
- ② 避難時においては、情報提供や避難誘導を担う消防団や自主防災組織など共助による避難支援が重要であるため、日頃から避難者と支援者の連携を深めるとともに新入消防団員の確保と自主防災組織の結成促進に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成、啓発 消防団員の確保及び育成 自主防災組織の結成促進及び育成 |
| K P I | <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織数 5団体→6団体 |

(12) 自主防災組織等の育成強化

災害時に「自助・共助・公助」が効果的に発揮される体制を整えるため、自主防災組

織の結成と、育成を促進する。

また、自主防災組織等による訓練への指導、活動用資機材の整備に対する支援を継続し、共助による地域防災力の強化に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成支援 自主防災組織育成補助金交付事業の継続 町内会等に対する防災に関する講話の実施 |
| K P I | <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織数 5団体→6団体 出前講座実施回数(年間) 2回→3回 |

(13) 消防団の災害対応力強化

① 減少傾向にある消防団員の確保による消防団員数の現状維持に努めるとともに、教育訓練への参加等により、スキルアップを図る。

また、消防車両や消防施設及び消防団活動に必要な資機材の整備、消防水利等の計画的な更新に努める。

② 消防団の警戒・予防活動等の活動を支援するため、活動に対する補助金の支給を継続していく。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団員募集事業 消防車両・施設、資機材等整備事業 防火水槽整備事業 消防団活動費補助金支給事業 |
|--------|---|

目標 1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進

岩手県が公表した「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」の結果を踏まえ、最悪の事態を想定した訓練の実施や、避難所等の見直し、防災教育の実施などを推進していくとともに、避難所等における新たな課題への対応を進めていく。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> 最悪の事態を想定した防災訓練の実施 指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し 暑さ、寒さ対策等に対応した備蓄品の整備 |
|--------|---|

(2) 津波等防災施設の整備等

津波による被災の恐れが高い沿岸地域については、再び同様の被害を受けないよう減災の考えに基づいた、ハードとソフト両面の手法を組み合わせた多重防災型の防災対策を推進していく。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> 十府ヶ浦公園の維持管理 |
|--------|---|

(3) 津波災害避難所等の指定及び整備

- ① 国、岩手県から示された巨大地震の津波シミュレーションの結果を重ね合わせた最大クラスの津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを行う。
- ② 避難タワー（保健センターや北区地区コミュニティセンター）について、緊急的に命を守る施設として、適切な利活用の周知徹底を図る。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し検討 ・ 避難タワー等への避難に対する考え方の周知 |
|--------|---|

(4) 指定避難所の環境改善

※ 1-1 (10)から再掲 (P31)

(5) 津波避難路の整備

津波災害時の的確かつ円滑な避難誘導を行うため、必要に応じて避難誘導標識等を設置していくほか、適正な維持管理等に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導標識等の設置及び適正な維持管理等 |
|--------|--|

(6) 津波避難体制の整備

今後、国や岩手県から示される津波浸水想定を反映した「野田村津波防災マップ」へ適宜更新し、住民へ周知を図る。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「野田村津波防災マップ」の更新及び配布 |
|--------|---|

(7) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P31)

(8) 津波防災訓練、防災教育の実施

- ① 防災訓練の内容がより充実したものとなるよう、関係機関と連携した訓練を実施するとともに、村内の学校施設、住民への防災教育の実施、自主防災組織等の共助を重視した訓練の実施に努める。
- ② 復興展示室を活用し、震災の記録や記憶を後世に伝え、住民の防災意識の向上に努めるとともに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や、北海道・三陸沖後発地震注意情報について周知啓発する。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波を想定した防災訓練の実施 ・ 復興展示室の内容充実、周知啓発 |
|--------|--|

(9) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P29)

(10) 道路施設の長寿命化

※ 1-1 (4)から再掲 (P30)

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な洪水・高潮に伴う市街地等の浸水

(1) 河川改修等の治水対策

記録的な豪雨等に対して、宇部川をはじめとした主要河川の堤防嵩上げや河道掘削などの対策を講じることが急務であることから、引き続き岩手県等へ対して要望を継続していく。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 堤防嵩上げ工事に関する要望・ 河道掘削に関する要望 |
|--------|--|

(2) 内水危険箇所の対策

- ① 近年の豪雨災害において、秋田川と宇部川の合流地点など内水氾濫が発生した箇所については、事前に可搬型の排水ポンプを設置するなど再発防止に努める。
- ② 内水対策として整備した宇部川第3・第5排水区排水ポンプ場が、緊急時に支障なく稼働できるよう、定期的な点検と適正な維持管理に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 内水氾濫危険箇所の把握及び事前の対策・ 排水ポンプ場の定期点検及び適正な維持管理・ 宇部川第8排水区ポンプ場の整備の再検討 |
|--------|---|

(3) 避難情報に対応した警戒・避難体制

- ① 避難指示等については、これまでどおり空振りを恐れず、早期の避難情報を周知徹底するとともに、発令のタイミングを逸脱しないよう、災害種別や地域の実情に合わせた避難の判断基準を再確認し、必要に応じて防災計画等に反映するなど、警戒・避難体制の強化に努める。
- ② 危機管理型水位計や気象庁HPなど情報入手方法の周知などにより、住民が河川水位等を正確かつリアルタイムに確認し、避難行動を判断できるよう警戒・避難体制の強化及び、避難者の受入れ体制の充実に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 警戒体制、避難体制の定期的な見直し・ 災害情報入手方法の住民周知 |
|--------|---|

(4) 洪水浸水・高潮浸水災害避難所等の指定及び整備

村内の河川における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、また高潮による浸水想定区域が岩手県から示された場合、その結果を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを随時行う。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 指定緊急避難場所、指定避難所の見直し |
|--------|--|

(5) 指定避難所の環境改善

※ 1-1 (10)から再掲 (P31)

(6) 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備

村内の河川における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、また高潮による浸水想定区域が岩手県から示された場合、その結果を踏まえ、「野田村土砂災害・洪水

防災マップ」を随時更新する。

| | |
|--------|----------------------------|
| 具体的な取組 | ・ 「野田村土砂災害・洪水防災マップ」の更新及び配布 |
|--------|----------------------------|

(7) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P31)

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(1) 土砂災害対策施設等の整備・改修

- ① 土砂災害等の被害があり、今後も災害の発生の恐れが高い区域については、再び同様の被害を受けないよう対策を検討する。
- ② 岩手県において、急傾斜地崩壊対策施設や砂防施設の整備を進めているところであるが、事業箇所の早期完成や、未整備箇所の早期事業化などを岩手県に要望していく。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | ・ 急傾斜地崩壊対策事業に関する要望活動 ・ 砂防ダム整備事業に関する要望活動 |
|--------|--|

(2) 土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備

土砂災害警戒情報や危機管理型水位計、気象庁HPなどの情報入手方法を住民へ周知し、土砂災害時により正確かつリアルタイムに避難行動を判断できるよう警戒・避難体制の強化及び、避難者の受入れ体制の充実に努める。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 具体的な取組 | ・ 警戒体制、避難体制の見直し ・ 災害情報入手方法の住民周知 |
|--------|------------------------------------|

(3) 土砂災害避難所等の指定及び整備

土砂災害警戒区域等の新規指定箇所があった場合、その結果を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しを適宜行う。

| | |
|--------|----------------------|
| 具体的な取組 | ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の見直し |
|--------|----------------------|

(4) 指定避難所の環境改善

※ 1-1 (10)から再掲 (P31)

(5) 土砂災害避難体制の整備

土砂災害警戒区域等の新規指定箇所があった場合、その結果を踏まえ、「野田村土砂災害・洪水防災マップ」の更新を適宜行い、住民への周知に努める。

| | |
|--------|----------------------------|
| 具体的な取組 | ・ 「野田村土砂災害・洪水防災マップ」の更新及び配布 |
|--------|----------------------------|

(6) 避難行動の支援

※ 1-1 (11)から再掲 (P31)

1-5 暴風雪および豪雪による死傷者の発生

(1) 除雪車両等の維持

村内の建設業者への除雪作業の業務委託を継続していくほか、除排雪機械維持管理経費を含めた業務委託を継続していく。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 除排雪業務委託事業の継続・ 除排雪機械維持管理経費一部負担事業の継続 |
|--------|---|

(2) 除雪体制の強化

除雪車両を借り上げ地域に除雪を依頼していく。

また、小型除雪機の貸し出しを継続していく。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 除雪車両の借り上げと有資格者の掘り起こし及び小型除雪機の貸し出しの継続 |
|--------|---|

(3) 長期にわたる停電時の支援体制

長期にわたる停電時に各地区公民館等に配備した発電機が問題なく使用できるよう、使用方法の周知や定期的な点検に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 可搬型発電機の使用法周知・ 可搬型発電機の定期点検 |
|--------|--|

(4) 事前伐採の実施

大雪により倒木の恐れがある樹木の事前伐採を実施し、停電や道路寸断の発生の防止に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 支障木の事前伐採の実施 |
|--------|---|

1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生

(1) 情報連絡体制の強化

大規模災害時に備え、多様な関係機関の参加による防災訓練等での定期的な通信訓練に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 多様な関係機関との情報伝達訓練の実施 |
|--------|--|

(2) 住民等への情報伝達の強化

① 住民等が瞬時に災害情報を得られるよう、本村が有している情報伝達手段の適正な操作及び維持管理に努める。

② 各種事業をつうじて高齢者世帯等の見守りに努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 防災行政無線、J-ALERT、エリアメール等情報伝達手段の適正な運用及び保守・ 高齢者等安否確認事業 |
|--------|---|

(3) 防災教育の推進

- ① 東日本大震災など、大災害の記憶を風化させないよう、村内外からの視察や防災学習の積極的な受入れに努める。
- ② 村内の小中学校・高等学校を対象とした防災学習を継続し、東日本大震災の状況、教訓を後世に伝えるとともに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備えや、北海道・三陸沖後発地震注意情報の周知等のほか、近年の豪雨災害に備えた学習など若い世代の防災意識の向上に努める。
- ③ 自主防災組織や各地区町内会などを対象として出前講座を実施し、住民の自助・共助の意識向上に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 東日本大震災に係る視察や防災学習の受入れ・ 学校施設を対象とした防災学習の実施 |
| K P I | <ul style="list-style-type: none">・ 出前講座実施回数（年間） 2回→3回・ 学校施設を対象とした防災学習（年間） 3回→4回 |

(4) 防災訓練の推進

- ① 特定の災害を想定した訓練の実施や、より多くの関係機関等が参加する総合防災訓練を実施し、本村の防災体制の検証や見直しを図る。
- ② 訓練の実施に当たっては、自主防災組織や住民の参加を促進し、住民の防災意識の向上に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 地震・津波、土砂災害・洪水を想定した訓練の実施 |
| K P I | <ul style="list-style-type: none">・ 訓練実施回数（年間） 1回→1回 |

(5) 要配慮者の避難行動支援

- ① 要配慮者利用施設に対する避難情報等の周知を徹底し、避難訓練等の実施に対する支援を継続していく。
- ② 避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び個別避難計画の作成を推進し、関係団体と情報共有を図るほか、町内会、消防団、自主防災組織など日頃から避難者と支援者の連携を深めるための呼びかけや訓練の実施を継続していく。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 要配慮者利用施設が実施する訓練や避難確保計画作成等の支援・ 避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成、啓発・ 訓練等の実施による避難行動要支援者支援体制の構築 |
|--------|---|

(6) 自主防災組織等の育成強化

※ 1-1(12)から再掲 (P31)

(7) 災害に備えた道路交通環境の整備

国・県道等の通行止め・通行規制などの災害情報を受け、村道等の情報を伝えるなど、道路交通規制等の情報連携強化に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">・ 道路災害情報の共有化 |
|--------|--|

目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保することで、関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食糧、飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 災害用備蓄品の確保

「野田村地域防災計画」に定める最大想定避難者数に基づき、食糧、飲料水等の備蓄を継続するとともに、避難所における感染症対策資機材や暑さ、寒さ対策の備蓄も検討するなど、必要に応じて備蓄品目の見直しを行う。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に基づく備蓄品購入の継続 ・ 備蓄品目の見直しの検討 |
|--------|---|

(2) 物資の調達・供給体制の強化

災害時における物資の調達・供給に関する協定を締結している他自治体や民間企業については、日頃から訓練等により顔の見える関係づくりを図る。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結先との訓練実施による体制強化 |
|--------|--|

(3) 水道施設の防災機能の強化

浄水施設及び配水管などの水道施設の老朽化調査を実施し、その結果に基づき、アセットマネジメント計画を策定して、浄水施設や配水管の脆弱性及びリスクを適切に管理し、防災機能強化を図る。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アセットマネジメント計画の策定 |
|--------|---|

(4) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

応急給水の確保に係る相互応援協定締結先である日本水道協会岩手県支部、八戸圏域水道企業団等との情報連絡体制や、具体的な活動内容、受入れ体制の確保など、連携体制の強化を図る。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練等の実施による応急給水体制の強化 |
|--------|--|

(5) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P29)

(6) 道路施設の長寿命化

※ 1-1 (4)から再掲 (P30)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(1) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※ 1-1 (3)から再掲 (P29)

(2) 道路施設の長寿命化

※ 1-1 (4)から再掲 (P30)

(3) 連絡体制の強化

防災訓練に合わせて、衛星携帯電話などの通信手段の利用方法を確認し、災害時に効果的な使用ができるよう通信機器の利用方法の習熟に努めるほか、必要に応じて機器の更新や、孤立が懸念される集落に対し設置を行う。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">通信訓練の実施衛星携帯電話の更新 |
| K P I | ・ 訓練実施回数 (年間) 1回→1回 |

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災、エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

- ① 庁舎の情報通信、各種インフラ等の設備点検や修繕を定期的実施する。
- ② 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、災害対策本部を置く庁舎が浸水区域に入ることから、代替施設として新たに移転新築した小学校を災害対策本部とした運営や、避難所の開設等について訓練を実施する。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">庁舎設備の機能確保代替庁舎の防災機能維持管理災害対策本部機能移転等の訓練の実施 |
|--------|---|

(2) 救助・救急等の補完体制強化

救助・救急体制の強化に向けて、常備消防の充実・強化 (消防車両、資機材等の計画的な更新) を図る。

| | |
|--------|--------------------|
| 具体的な取組 | ・ 消防車両・施設、資機材等整備事業 |
|--------|--------------------|

(3) エネルギー・資機材の確保

東北電力ネットワーク(株)久慈電力センター、岩手三菱自動車販売(株)、岩手県石油商業協同組合久慈支部、(社)岩手県高圧ガス保安協会久慈支部等、(株)野田バイオパワー J P との災害協定が有効なものとなるよう、災害発生時の混乱時においても円滑な燃料調達を実現するため、協定先との顔の見える関係の維持に努める。

| | |
|--------|-----------------------|
| 具体的な取組 | ・ 協定締結先との防災訓練等による連携強化 |
|--------|-----------------------|

(4) 消防団の災害対応力強化

※ 1-1 (13)から再掲 (P32)

(5) 各種機関と連携した防災訓練の実施

防災訓練等において、各種機関が連携して多種多様な訓練を実施するとともに、隔年で災害想定を変えるなど、災害種別に応じた対応が行えるよう実践に近い訓練の実施に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災訓練の実施 ・ 地震・津波、土砂災害・洪水を想定した訓練の実施 |
| K P I | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練実施回数（年間） 1回→1回 |

(6) **災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※ 1-1 (3)から再掲 (P29)

(7) **災害対応に係る職員の人材育成**

被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所等の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応力を高めるための研修、訓練の実施 ・ 「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」に基づいた訓練の実施 ・ 防災士の資格取得に対する支援 |
|--------|--|

(8) **防災DXの推進**

災害時の情報収集や、ドローンの活用など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災DXに努める。

また、災害時にシステム等を活用できる職員や、ドローンを操作できる職員の育成に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に使用するシステム等を活用した訓練の実施 ・ 避難情報等の迅速かつ多重的な情報伝達の実施 ・ 庁内DXグループを中心としたDX人材の確保・育成 ・ 積極的なドローンの活用及び人材の確保・育成 |
|--------|---|

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

(1) **災害時における医療体制の強化**

医療機関と連携した総合防災訓練の実施により、災害時における傷病者等の発生への早期対応が行えるよう、日頃からの連携強化に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関と連携した総合防災訓練の実施 |
|--------|--|

(2) **医療・保健・福祉の連携強化**

災害発生時に後方支援が適切に図られるよう、引き続き関係機関と連携した取り組みを推進するとともに、災害に関する知識の向上、システムの有効活用やあらゆる場面においての連携強化を図る。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続した医療・保健・福祉分野の連携事業の推進 ・ 災害に関する研修会等への参加 |
|--------|--|

(3) 業務継続体制の整備

災害時の医療活動の継続が図られるよう、診療体制の確保や医薬品等の調達体制の確保に取り組む。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">診療体制の確保医薬品等の調達体制の確保 |
|--------|--|

(4) 要配慮者等への福祉的支援

要配慮者に対しての個々のニーズに順応した支援や、福祉避難所の利活用に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">福祉避難所施設の適切な利活用要配慮者の特徴に合わせた支援の検討 |
|--------|--|

(5) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

※1-1(3)から再掲 (P29)

2-5 被災地における疫病、感染症等の大規模発生

(1) 感染症対策の実施

- ① 感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から予防接種の促進、手洗い・うがいの励行等の予防対策に関する啓発活動を継続して実施する。
- ② 岩手県と連携し、感染症の発生状況を把握し、予防対策に関する情報発信や啓発活動を速やかに実施する。
- ③ 避難所での感染症まん延を防ぐため、消毒液や間仕切りなどの感染症対策用資機材の備蓄を進める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">予防接種の推進感染症予防対策の啓発事業感染症対策用品の備蓄 |
|--------|---|

(2) 保健体制の整備

災害発生時にすぐに対応できるよう、研修会や訓練に広く職員が参加し、活動内容について知識の向上を図る必要がある。

また、後方支援等による連携した保健体制の整備に努める必要がある。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">後方支援等による連携した保健体制の整備研修会や訓練への職員の参加 |
|--------|---|

(3) 下水道施設の防災機能の強化

停電時においても下水道施設が稼働できるよう整備した非常用発電機が、緊急時に問題なく稼働できるよう、定期的な点検と適正な維持管理に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">「野田村下水道施設ストックマネジメント計画※」による社会資本整備総合交付金の活用下水道施設の非常用発電機の定期的な点検及び適正な維持管理 |
|--------|---|

※野田村下水道施設ストックマネジメント計画
持続可能な下水道事業の実現のため、下水道施設の老朽化状況を把握し、効率的に維持管理する計画のこと。

目標3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を維持する

3-1 行政機関の職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

※2-3(1)から再掲 (P39)

(2) 各種機関と連携した防災訓練の実施

※2-3(5)から再掲 (P39)

(3) 地域防災計画の策定

「野田村地域防災計画」は、随時見直しを行うこととしており、必要に応じて計画の更新を行い、職員への周知・共有を図る。

| | |
|--------|------------------|
| 具体的な取組 | ・ 「野田村地域防災計画」の更新 |
|--------|------------------|

(4) 業務継続計画の策定

策定済みの「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」は、適宜見直しを行うこととしており、必要に応じて計画の更新を行い、職員への周知・共有を図る。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 具体的な取組 | ・ 「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」の更新 |
|--------|-----------------------------|

(5) 広域連携体制の確保

災害が広域に及ぶ場合に備えて、岩手県内市町村、八戸・久慈・二戸の三圏域市町村、北海道様似町との大規模災害時における相互応援協定により、円滑な応急対策及び復旧対策が行えるよう、平常時から協定締結先との連絡体制の構築等、連携体制の強化に努める。

| | |
|--------|----------------|
| 具体的な取組 | ・ 関係機関との連携体制強化 |
|--------|----------------|

目標4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な地域経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 エネルギー供給の停止による社会・経済活動の維持への甚大な影響

(1) エネルギー供給事業者の業務継続体制の強化

大規模災害時にエネルギーの不足による復旧等の遅れが生じないように、エネルギー供給事業者との協定締結や合同訓練の実施などにより、協力体制の連携強化を図る。

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 具体的な取組 | ・ 大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉の強化及び見直しの促進 |
|--------|-----------------------------------|

(2) エネルギー供給事業者との連携

大規模災害時にエネルギーの不足による復旧等の遅れが生じないように、エネルギー供給事業者との協定締結や合同訓練の実施などにより、協力体制の強化を図る。

| | |
|--------|----------------------------|
| 具体的な取組 | ・ エネルギー供給事業者との防災訓練等による連携強化 |
|--------|----------------------------|

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

自然資源を活用した多様な再生エネルギーの導入、住宅用太陽光発電システム等の導入拡大により、エネルギー供給源の多様化を進め、災害時等にも自立可能なエネルギー確保を推進する。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">多様な再生可能エネルギー設備の導入の検討住宅用再生可能エネルギー等設備導入費用の一部補助の継続 |
| K P I | <ul style="list-style-type: none">住宅用再生可能エネルギー等 118件→126件 導入件数（総数） |

4-2 金融サービス等の機能停止による生活、商取引等への甚大な影響

金融機関の業務継続体制の強化

大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、業務継続体制のより一層の強化や、適切な見直しの実施を金融機関へ働きかけるよう努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">業務継続体制の強化及び見直しの促進 |
|--------|---|

4-3 食糧等の安定供給の停滞による生活、社会・経済活動等への甚大な影響

(1) 物流機能の維持・確保

災害における緊急時に避難所や孤立集落等に食糧、水、生活物資等を円滑に供給するため、災害時を想定した行動確認を実施し、体制強化に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">物流業者との協定締結へ向けた取組 |
|--------|--|

(2) 生産基盤の災害対応力の強化

災害発生時の被害を最小限におさえるため、農林水産業施設の生産基盤の整備、補修、減災対策等適切な維持管理や管理技術者の育成、確保など、管理体制の強化を促進し、災害対応能力及び業務継続体制の強化を図る。

また、気候変化や災害による影響を最小限に抑え、早期復旧を確保するため、関係機関と連携した支援体制の確保に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">農林・水産業施設の被害軽減のための適切な維持管理農林・水産業施設の計画的な施設機能の保全被災した農林・漁業施設等の復旧被災した農林・水産事業者への支援 |
|--------|--|

(3) 食糧等の確保

食糧、飲料水等の計画的備蓄を継続して実施する。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">食糧、飲料水等の計画的備蓄の継続 |
|--------|--|

(4) 住民による備蓄の推進

住民に対する非常時の持出し品についての周知を継続し、自助・共助の意識啓発、地域防災力の向上を図る。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none">家庭備蓄の推進 |
|--------|---|

4-4 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

(1) 農地侵食防止対策の推進

豪雨災害による農地の侵食、土砂流出を防ぐため、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

| | |
|--------|--------------|
| 具体的な取組 | ・ 農業用施設の維持補修 |
|--------|--------------|

(2) 農地の荒廃抑制

荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するとともに、後継者不足の解消を図るため、各種補助事業等の活用等を推進する。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | ・ 農業経営基盤強化促進事業 ・ 野田村新規就農者支援対策 ・ 多面的機能発揮促進事業 ・ 基幹水利施設ストックマネジメント事業 |
|--------|---|

(3) 治山事業の推進

山地災害の恐れのある山地災害危険地区等において、災害の原因となる山崩れ、地すべり、土石流等の被害を防止し、被害を最小限に抑えるため、治山ダムや土留の設置など治山施設や計画的な森林整備を行う。

| | |
|--------|--------|
| 具体的な取組 | ・ 治山事業 |
|--------|--------|

(4) 適切な森林整備の推進

大規模な森林被害を防ぐため、適切に施業がなされていない森林に対し、間伐や造林等の適切な森林整備を推進する。

| | |
|--------|--------------|
| 具体的な取組 | ・ 森林整備に関する事業 |
|--------|--------------|

目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備

- ① 庁舎の情報通信、各種インフラ等の設備点検や修繕を定期的を実施する。
※ 2-3(1)から内容抜粋 (P39)
- ② 岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定では、災害対策本部を置く庁舎が浸水区域に入ることから、代替施設として新たに移転新築した小学校を災害対策本部とした運営や、避難所の開設等について訓練を実施する。 ※ 2-3(1)から内容抜粋 (P39)

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎設備の機能確保 ※2-3(1)から内容抜粋 (P39) ・ 代替庁舎の防災機能維持管理 ※2-3(1)から内容抜粋 (P39) ・ 災害対策本部機能移転等の訓練の実施 ※2-3(1)から内容抜粋 (P39) |
|--------|---|

(2) **住民等への情報伝達の強化**

※1-6(2)から再掲 (P36)

(3) **防災行政無線の活用**

防災行政無線の適正な維持管理に努めるとともに、機器の老朽化も進んでいるため、機能強化を含めた機器の更新を検討する。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検の実施 ・ 適正な時期の機器の更新 ・ 機能強化 |
|--------|--|

(4) **情報収集・発信体制の強化**

- ① 大規模災害時に備え「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」や災害対策マニュアルに沿った訓練を実施し、時間経過に対応した防災体制の整備に努める。
- ② 災害対策マニュアルが未作成の業務については、順次作成を進めるほか、作成済みの業務についても随時マニュアルを見直し、防災体制の強化に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策マニュアルに沿った訓練の実施 ・ 災害対策マニュアルの作成（未作成分）及び見直し |
| K P I | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練の実施（年間） 1回→1回 |

(5) **住民組織等と連携した情報提供**

災害時においては、自助・共助による災害対応も必要になることから、自主防災組織と連携した情報の共有化を図るため、日頃の訓練等により情報の伝達手段の確認を行うなど、情報連携体制の強化に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特設公衆電話を活用した訓練の実施 |
|--------|--|

(6) **災害時に利用可能な情報伝達手段の周知**

防災訓練等をつうじ、住民に対して災害時の情報伝達手段について周知を徹底し、住民の防災意識の向上を図る。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言ダイヤル（171）等情報伝達手段の周知啓発 |
|--------|--|

5-2 基幹的陸上交通ネットワーク及び地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) **災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築**

※1-1(3)から①②再掲 (P29)

- ③ 中沢地区の孤立対策等について、引き続き岩手県等へ要望する。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ※1-1(3)から再掲 (P29) ・ 中沢地区孤立対策に関する岩手県等への要望活動 |
|--------|---|

(2) **道路施設の長寿命化**

※1-1(4)から再掲 (P30)

(3) **災害時の公共交通ネットワークの確保**

住民の移動手段を確保するため、災害時の連携体制、復旧体制などを関係機関等と検討し、災害に強い公共交通ネットワークの構築を図る。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い公共交通ネットワークの構築 |
|--------|--|

5-3 電気、石油、ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

(1) **再生可能エネルギーの導入促進**

※4-1(3)から再掲 (P43)

(2) **避難所、緊急車両等への燃料等供給確保**

- ① 指定避難所である中学校に設置されている太陽光発電システムを施設内へ供給できるよう、蓄電設備の整備を検討し、災害時におけるエネルギー供給機能強化に努める。
- ② 大規模災害時にエネルギーの不足による復旧等の遅れが生じないように、エネルギー供給事業者との協定締結や合同訓練の実施などにより、協力体制の連携強化を図る。 ※4-1(1)(2)から内容抜粋 (P42)

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所におけるエネルギー供給機能強化 ・ エネルギー供給事業者との防災訓練等による連携強化 ※4-1(1)(2)から内容抜粋 (P42) |
|--------|---|

(3) **非常用発電機の装備**

庁舎や災害時の代替庁舎等について、停電等の非常時に備えるための非常用発電機等の適正な維持管理、燃料等の備蓄や調達手段の確保に努める。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 未整備施設への非常用発電機等の整備 ・ 発電機用燃料の備蓄や調達手段確保 |
|--------|---|

5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(1) **水道施設の防災機能の強化**

※2-1(3)から再掲 (P38)

(2) **水道施設の復旧体制の強化**

大規模災害時に水道施設に被害が生じた場合、水道施設の機能維持や迅速な復旧活動ができるよう、協定を締結済みである久慈市上下水道工事業協同組合等と連携を図り、訓練を行うなど復旧体制を強化する。

| | |
|--------|---|
| 具体的な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結先との連携強化 |
|--------|---|

(3) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

※ 2-1 (4)から再掲 (P38)

(4) 水道事業の業務継続計画の策定

水道事業の業務継続計画を策定し、水道事業の維持に努める。

| | |
|--------|-------------|
| 具体的な取組 | ・ 業務継続計画の策定 |
|--------|-------------|

(5) 下水道施設の防災機能の強化

※ 2-5 (3)から再掲 (P41)

(6) 下水道施設の復旧体制の強化

災害発生時に下水道施設に被害が生じた場合、下水道施設の機能維持や迅速に復旧活動ができるよう、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部との協定に加えて、施工会社やし尿汲み取り会社とも連携を図ることで、復旧体制を強化する。

| | |
|--------|----------------|
| 具体的な取組 | ・ 協定締結先等との連携強化 |
|--------|----------------|

(7) 下水道事業の業務継続計画の策定

「野田村下水道事業業務継続計画」に基づき、必要な業務手順の確認や訓練を実施し、災害時に業務が継続できるように努める。

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 具体的な取組 | ・ 「野田村下水道事業業務継続計画」に基づいた業務手順の確認、訓練の実施 |
|--------|--------------------------------------|

(8) 仮設トイレ等の確保

災害発生時における仮設トイレ等の調達について、早急に被災した地域の情報を確認し、関係機関等と協力し、必要数の確保・設置に努める。

| | |
|--------|--------------------|
| 具体的な取組 | ・ 仮設トイレ等調達における連携強化 |
|--------|--------------------|

目標6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

廃棄物の処理体制の整備

災害発生時に迅速かつ円滑に災害廃棄物やし尿処理を実施するため、災害廃棄物の処理体制の構築を図る。

| | |
|--------|-------------------|
| 具体的な取組 | ・ 災害廃棄物の処理体制の構築 |
| K P I | ・ 廃棄物処理場の選定 4件→4件 |

6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) ボランティア受入れ体制の整備

野田村社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターを養成するなど、ボ

ランティア受入れ体制の強化を図る。

| | |
|--------|----------------------------|
| 具体的な取組 | ・ 発災時における災害ボランティアセンターの設置支援 |
|--------|----------------------------|

(2) 受援体制の整備

総合防災訓練を実施する際、受援計画に基づいた内容を取り入れ、受援体制の確認を行った。

今後も、実情に合わせ適宜計画の見直しを行う等の受援体制の強化を図る。

| | |
|--------|--------------------------|
| 具体的な取組 | ・ 受援計画に基づいた訓練の実施及び計画の見直し |
|--------|--------------------------|

(3) 復旧・復興計画等策定の事前準備

① 「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」に基づいた訓練を実施し、必要に応じて計画の見直しを行い、災害時の初動体制の強化に努める。

② 迅速な復旧・復興計画等策定に対応するため、住宅等の被害判定を行う人材の育成に努める。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | ・ 「大規模災害時業務継続計画〈野田村BCP〉」に基づいた訓練の実施及び計画の見直し ・ 住宅等の被害判定を行う人材の育成 |
|--------|--|

(4) 自主防災組織等の育成強化

※ 1-1 (12)から再掲 (P31)

(5) 職員によるデジタル技術の活用

国土強靱化の取組を効率的に進めていくため、ドローンの活用、AI等の活用による業務効率化、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進していく。

| | |
|--------|--|
| 具体的な取組 | ・ ドローンの活用促進 ・ 庁内におけるAI等の研修会の開催 ・ システムデータの活用やリモート監視による管理の実施 |
|--------|--|

6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティ力の強化

町内会等において、担い手となる人材育成等、地域コミュニティの強化へ支援し、災害に強い地域づくりを推進する。

| | |
|--------|--------------------|
| 具体的な取組 | ・ 町内会等を対象とした研修会の開催 |
|--------|--------------------|

6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害の防止

災害発生時における風評被害防止に向けて、正確なデータ収集や的確な情報管理を実施すると共に、関係団体と連携し、正確かつ速やかな情報発信に努める。

| | |
|--------|----------------------|
| 具体的な取組 | ・ 災害発生時の正確かつ速やかな情報発信 |
|--------|----------------------|

第6章 個別施策分野別の対応方策

第5章では、設定したリスクシナリオへの対応方策、現状で想定される具体的な取組及び指標をあげた。第6章では、本村の実情に応じ、第3章第3節で設定した6つの個別施策分野ごとに取組状況を明らかにし、整理を行った。

個別施策分野別の対応方策は、以下のとおりである。[]内はリスクシナリオの目標番号である。

個別施策分野(1) 行政機能・情報通信

大規模災害時の行政機能や情報通信機能を維持するため、防災拠点施設、防災体制、情報通信設備等の機能強化を図るとともに、避難体制の整備、地域防災力の強化等に取り組む。

| |
|--|
| 1 業務継続性の確保 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化 [2-3(1)、3-1(1)]・ 災害対応に係る職員の人材育成 [2-3(7)]・ 防災DXの推進 [2-3(8)]・ 地域防災計画の策定 [3-1(3)]・ 業務継続計画の策定 [3-1(4)]・ 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備 [5-1(1)]・ 非常用発電機の装備 [5-3(3)]・ 職員によるデジタル技術の活用 [6-2(5)] |
| 2 警戒体制の確保 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 [1-2(1)]・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)]・ 避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)]・ 土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備 [1-4(2)]・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)]・ 除雪車両等の維持 [1-5(1)]・ 除雪体制の強化 [1-5(2)]・ 事前伐採の実施 [1-5(4)]・ 情報連絡体制の強化 [1-6(1)] |
| 3 地域等への情報発信 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]・ 連絡体制の強化 [2-2(3)]・ 住民による備蓄の推進 [4-3(4)]・ 情報収集・発信体制の強化 [5-1(4)]・ 住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]・ 災害時に利用可能な情報伝達手段の周知 [5-1(6)] |

| |
|--|
| 4 関係機関との連携体制 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助・救急等の補完体制強化 [2-3(2)] ・ 各種機関と連携した防災訓練の実施 [2-3(5)、3-1(2)] ・ 広域連携体制の確保 [3-1(5)] ・ 受援体制の整備 [6-2(2)] |
| 5 災害時の物資の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用備蓄品の確保 [2-1(1)] ・ 物資の調達・供給体制の強化 [2-1(2)] ・ 応急給水の確保に係る連携体制の整備 [2-1(4)、5-4(3)] ・ 食糧等の確保 [4-3(3)] ・ 避難所、緊急車両等への燃料等供給確保 [5-3(2)] |
| 6 要配慮者へ配慮した円滑な避難 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震災害避難所等の指定及び整備 [1-1(9)] ・ 指定避難所の環境改善 [1-1(10)、1-2(4)、1-3(5)、1-4(4)] ・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)] ・ 津波災害避難所等の指定及び整備 [1-2(3)] ・ 津波避難路の整備 [1-2(5)] ・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)] ・ 避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)] ・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難所等の指定及び整備 [1-3(4)] ・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)] ・ 土砂災害避難所等の指定及び整備 [1-4(3)] ・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)] ・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)] ・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)] |
| 7 地域防災力の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)] ・ 消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)] ・ 津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)] ・ 長期にわたる停電時の支援体制 [1-5(3)] ・ 防災教育の推進 [1-6(3)] ・ 防災訓練の推進 [1-6(4)] ・ 各種機関と連携した防災訓練の実施 [2-3(5)、3-1(2)] ・ 住民による備蓄の推進 [4-3(4)] ・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3] |
| 8 その他 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理体制の整備 [6-1] ・ 風評被害の防止 [6-4] |

個別施策分野(2) 地域・福祉・保健医療

病院、福祉施設等の維持を図るとともに、大規模災害時においても医療や福祉サービスが受けられるよう、業務継続体制を確保に取り組む。

また、地域での被災者への避難支援、生活環境の確保等を図る。

| |
|--|
| 1 病院などの耐震化・業務継続の維持 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 公共施設の防災対策及び維持管理 [1-1(5)]・ 業務継続体制の整備 [2-4(3)] |
| 2 医療・保健体制の強化 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 救助・救急等の補完体制強化 [2-3(2)]・ 災害時における医療体制の強化 [2-4(1)]・ 医療・保健・福祉の連携強化 [2-4(2)]・ 感染症対策の実施 [2-5(1)]・ 保健体制の整備 [2-5(2)] |
| 3 要配慮者へ配慮した円滑な避難 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 地震災害避難所等の指定及び整備 [1-1(9)]・ 指定避難所の環境改善 [1-1(10)、1-2(4)、1-3(5)、1-4(4)]・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]・ 津波災害避難所等の指定及び整備 [1-2(3)]・ 津波避難路の整備 [1-2(5)]・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)]・ 避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難所等の指定及び整備 [1-3(4)]・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)]・ 土砂災害避難所等の指定及び整備 [1-4(3)]・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)]・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)]・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)] |
| 4 物資等の供給体制 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 災害用備蓄品の確保 [2-1(1)]・ 物資の調達・供給体制の強化 [2-1(2)]・ エネルギー・資機材の確保 [2-3(3)]・ 食糧等の確保 [4-3(3)]・ 避難所、緊急車両等への燃料等供給確保 [5-3(2)] |

| |
|---|
| 5 地域防災力の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)] ・ 消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)] ・ 津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)] ・ 防災教育の推進 [1-6(3)] ・ 防災訓練の推進 [1-6(4)] ・ 各種機関と連携した防災訓練の実施 [2-3(5)、3-1(2)] ・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3] |
| 6 災害に強い交通ネットワーク |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1(3)、1-2(9)、2-1(5)、2-2(6)、2-3(6)、2-4(5)、5-2(1)] ・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)] ・ 災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)] ・ 災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)] |

個別施策分野(3) 産業エネルギー

各種産業の民間事業者等の災害対応力の強化、ライフラインの強靱化等の災害に強い供給体制の構築や関係機関との連携強化を図り、強靱な経済社会システムの構築に取り組む。

| |
|--|
| 1 企業の災害対応力の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給事業者の業務継続体制の強化 [4-1(1)] ・ 金融機関の業務継続体制の強化 [4-2] ・ 生産基盤の災害対応力の強化 [4-3(2)] |
| 2 ライフラインの災害対応力の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の防災機能の強化 [2-1(3)、5-4(1)] ・ 応急給水の確保に係る連携体制の整備 [2-1(4)、5-4(3)] ・ エネルギー・資機材の確保 [2-3(3)] ・ 下水道施設の防災機能の強化 [2-5(3)、5-4(5)] ・ エネルギー供給事業者との連携 [4-1(2)] ・ 再生可能エネルギーの導入促進 [4-1(3)、5-3(1)] |
| 3 輸送体制と物資の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用備蓄品の確保 [2-1(1)] ・ 物資の調達・供給体制の強化 [2-1(2)] ・ 物流機能の維持・確保 [4-3(1)] ・ 食糧等の確保 [4-3(3)] ・ 受援体制の整備 [6-2(2)] |

| |
|--|
| 4 業務継続体制の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給事業者の業務継続体制の強化 [4-1(1)] ・ 金融機関の業務継続体制の強化 [4-2] ・ 水道事業の業務継続計画の策定 [5-4(4)] ・ 下水道事業の業務継続計画の策定 [5-4(7)] |
| 5 災害に強い道路ネットワーク |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1(3)、1-2(9)、2-1(5)、2-2(6)、2-3(6)、2-4(5)、5-2(1)] ・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)] |
| 6 農地、森林等の保全・整備 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地侵食防止対策の推進 [4-4(1)] ・ 農地の荒廃抑制 [4-4(2)] ・ 治山事業の推進 [4-4(3)] ・ 適切な森林整備の推進 [4-4(4)] |

個別施策分野(4) 防災教育・文化

教育・文化施設等の耐震化や文化財の保護を図り、防災訓練の実施及び防災教育の推進により、自らの命は自らが守るなど、市民一人ひとりの防災意識を高め、防災に関わる人材を育成することで、地域全体の防災力向上に取り組む。

| |
|---|
| 1 公共施設の耐震化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・学校等建築物の耐震化 [1-1(1)] ・ 公共施設の防災対策及び維持管理 [1-1(5)] |
| 2 防災教育・普及啓発 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 [1-2(1)] ・ 津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)] ・ 防災教育の推進 [1-6(3)] ・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)] ・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)] ・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)] ・ 住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)] |
| 3 地域防災力の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の推進 [1-6(4)] ・ 各種機関と連携した防災訓練の実施 [2-3(5)、3-1(2)] ・ 住民による備蓄の推進 [4-3(4)] ・ 住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)] ・ 災害時に利用可能な情報伝達手段の周知 [5-1(6)] ・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3] |

個別施策分野(5) 国土保全・環境・交通

防災施設、道路施設等の整備などのハード対策及び分かりやすい防災情報の提供や関係機関との連携などのソフト対策を組み合わせ、気候変動の影響や環境との調和を踏まえた総合的な災害対応能力の強化などに取り組む。

| |
|---|
| 4 総合的な治水対策 |
| <ul style="list-style-type: none">河川改修等の治水対策 [1-3(1)]内水危険箇所の対策 [1-3(2)] |
| 5 土砂災害対策 |
| <ul style="list-style-type: none">土砂災害対策施設等の整備・改修 [1-4(1)]土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備 [1-4(2)]土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)] |
| 6 農地、森林等の保全・整備 |
| <ul style="list-style-type: none">農地侵食防止対策の推進 [4-4(1)]農地の荒廃抑制 [4-4(2)]治山事業の推進 [4-4(3)]適切な森林整備の推進 [4-4(4)] |
| 7 災害廃棄物などの適正処理 |
| <ul style="list-style-type: none">仮設トイレ等の確保 [5-4(8)]廃棄物の処理体制の整備 [6-1] |
| 8 自然エネルギーの活用 |
| <ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギーの導入促進 [4-1(3)、5-3(1)] |
| 9 災害に強い交通ネットワーク |
| <ul style="list-style-type: none">災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1(3)、1-2(9)、2-1(5)、2-2(6)、2-3(6)、2-4(5)、5-2(1)]道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)]災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)]災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)] |

個別施策分野(6) 住宅・都市・基盤

大規模災害時に住宅被害を最小限に抑え、都市機能を維持するため、建物や都市基盤施設の耐震化及び防災対策を行うとともに、情報収集・提供手段、交通手段、生活基盤を確保するため、災害に強い都市・基盤の構築に取り組む。

| |
|---|
| 1 住宅・建築物などの耐震化 |
| <ul style="list-style-type: none">住宅・学校等建築物の耐震化 [1-1(1)]公営住宅の老朽化対策 [1-1(2)]公共施設の防災対策及び維持管理 [1-1(5)] |

| |
|--|
| 2 市街地の防災対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地整備 [1-1(6)] ・ 空き家対策 [1-1(7)] ・ 防火対策 [1-1(8)] |
| 3 情報の収集・伝達対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連絡体制の強化 [1-6(1)] ・ 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備 [5-1(1)] ・ 防災行政無線のデジタル化 [5-1(3)] ・ 情報収集・発信体制の強化 [5-1(4)] |
| 4 交通の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)] ・ 災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)] |
| 5 基盤施設の防災・減災対策 |
| <p>○道路施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 [1-1(3)、1-2(9)、2-1(5)、2-2(6)、2-3(6)、2-4(5)、5-2(1)] ・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)] ・ 災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)] <p>○津波防災施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波等防災施設の整備等 [1-2(2)] ・ 津波災害避難所等の指定及び整備 [1-2(3)] ・ 津波避難路の整備 [1-2(5)] <p>○河川等の防災施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修等の治水対策 [1-3(1)] ・ 内水危険箇所の対策 [1-3(2)] ・ 洪水浸水・高潮浸水災害指定緊急避難場所等の指定・整備 [1-3(3)] <p>○土砂災害等の防災施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害対策施設等の整備・改修 [1-4(1)] ・ 土砂災害避難所等の指定及び整備 [1-4(3)] <p>○除雪施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪車両等の維持 [1-5(1)] <p>○上下水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の防災機能の強化 [2-1(3)、5-4(1)] ・ 下水道施設の防災機能の強化 [2-5(3)、5-4(6)] <p>○生産基盤施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産基盤の災害対応力の強化 [4-3(2)] |

第7章 横断的分野別の対応方策

第5章では、設定したリスクシナリオへの対応方策、現状で想定される具体的な取組及び指標を挙げ、第6章では、個別施策分野別の対応方策を挙げた。第7章では、第3章第3節で設定した6つの横断的分野ごとに取組状況を明らかにし、整理を行った。

横断的分野別の対応方策は以下のとおりである。[]内はリスクシナリオの目標番号とである。

横断的分野(1) リスクコミュニケーション

行政、住民、地域等が意思疎通を図り、防災意識を高め、地域の連帯感・コミュニティの醸成を図ることで、自助・共助・公助による災害対応力を強化する。

また、防災情報提供・普及啓発の充実、防災教育等の推進に取り組む。

| |
|--|
| 1 防災情報の提供 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]・ 情報収集・発信体制の強化 [5-1(4)]・ 住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]・ 風評被害の防止 [6-4] |
| 2 防災教育・普及啓発 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]・ 防災教育の推進 [1-6(3)]・ 津波避難体制の整備 [1-2(6)]・ 洪水浸水・高潮浸水災害避難体制の整備 [1-3(6)]・ 土砂災害避難体制の整備 [1-4(5)] |
| 3 警戒体制の強化 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 [1-2(1)]・ 避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]・ 土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備 [1-4(2)] |
| 4 関係機関との連携体制 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 情報連絡体制の強化 [1-6(1)] |
| 5 地域コミュニティの構築 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)]・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)]・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3] |

横断的分野(2) 人材育成

大規模災害時に被災者の生活の迅速な復旧を図るため、防災に関する人材育成、訓練、防災教育の推進等により、地域全体の防災力の向上を図る。

| |
|--|
| 1 訓練の実施 |
| <ul style="list-style-type: none">津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]防災訓練の推進 [1-6(4)] |
| 2 地域防災力の強化 |
| <ul style="list-style-type: none">自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)]消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)]避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)]住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]地域コミュニティ力の強化 [6-3] |
| 3 防災教育・人材育成 |
| <ul style="list-style-type: none">防災教育の推進 [1-6(3)]災害対応に係る職員の人材育成 [2-3(7)] |

横断的分野(3) 官民連携

大規模災害時の適切な官民連携、民間のスキルやノウハウ、施設・物資等の活用等をより一層図るとともに、平時からのコミュニティ醸成による関係機関との連携体制を強化する。

| |
|--|
| 1 体制の強化 |
| <ul style="list-style-type: none">日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進 [1-2(1)]避難情報に対応した警戒・避難体制 [1-3(3)]土砂災害危険区域等の警戒・避難体制の整備 [1-4(2)] |
| 2 情報の受発信における連携 |
| <ul style="list-style-type: none">住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)]情報収集・発信体制の強化 [5-1(4)]住民組織等と連携した情報提供 [5-1(5)]災害時に利用可能な情報伝達手段の周知 [5-1(6)] |
| 3 地域防災力の強化 |
| <ul style="list-style-type: none">自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)]消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)]津波防災訓練、防災教育の実施 [1-2(8)]防災教育の推進 [1-6(3)]防災訓練の推進 [1-6(4)]地域コミュニティ力の強化 [6-3] |

| |
|--|
| 4 物資等の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用備蓄品の確保 [2-1(1)] ・ 物資の調達・供給体制の強化 [2-1(2)] ・ 物流機能の維持・確保 [4-3(1)] ・ 食糧等の確保 [4-3(3)] ・ 長期にわたる停電時の支援体制 [1-5(3)] ・ 応急給水の確保に係る連携体制の整備 [2-1(4)、5-4(3)] ・ エネルギー・資機材の確保 [2-3(3)] ・ 避難所、緊急車両等への燃料等供給確保 [5-3(2)] |
| 5 要配慮者への支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)] ・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)] ・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)] |
| 6 関係機関との連携体制 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助・救急等の補完体制強化 [2-3(2)] ・ 医療・保健・福祉の連携強化 [2-4(2)] ・ 感染症対策の実施 [2-5(1)] ・ 広域連携体制の確保 [3-1(5)] ・ 災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)] ・ 受援体制の整備 [6-2(2)] ・ ボランティア受入れ体制の整備 [6-2(1)] |
| 7 復旧体制の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応に係る職員の人材育成 [2-3(7)] ・ 水道施設の復旧体制の強化 [5-4(2)] ・ 下水道施設の復旧体制の強化 [5-4(6)] ・ 復旧・復興計画等策定の事前準備 [6-2(3)] |

横断的分野(4) 老朽化対策

大規模災害時に災害対策本部機能を維持するため、重要な公共施設等の耐震化とともに、老朽化対策を行い、適正な維持管理等を推進する。

| |
|---|
| 1 建築物などの老朽化対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・学校等建築物の耐震化 [1-1(1)] ・ 公営住宅の老朽化対策 [1-1(2)] ・ 公共施設の防災対策及び維持管理 [1-1(5)] ・ 空き家対策 [1-1(7)] |

| |
|--|
| 2 設備の老朽化対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたる停電時の支援体制 [1-5(3)] ・ 情報通信設備の耐震化・非常用電源の整備 [5-1(1)] ・ 非常用発電機の装備 [5-3(3)] |
| 3 基盤施設の老朽化対策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○道路施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)] ○津波防災施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波等防災施設の整備等 [1-2(2)] ○河川等の防災施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修等の治水対策 [1-3(1)] ・ 内水危険箇所の対策 [1-3(2)] ○土砂災害等の防災施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害対策施設等の整備・改修 [1-4(1)] ○上下水道施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の防災機能の強化 [2-1(3)、5-4(1)] ・ 下水道施設の防災機能の強化 [2-5(3)、5-4(6)] |

横断的分野(5) 人口減少・少子高齢化対策

人口減少・少子高齢化が進む中、住民の共助による地域防災力の維持・強化、要配慮者を支援する環境や体制づくり、災害リスクの高い場所からのリスク分散等を推進する。

| |
|---|
| 1 要配慮者への支援 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動の支援 [1-1(11)、1-2(7)、1-3(7)、1-4(6)] ・ 要配慮者の避難行動支援 [1-6(5)] ・ 医療・保健・福祉の連携強化 [2-4(2)] ・ 要配慮者等への福祉的支援 [2-4(4)] |
| 2 防災情報の提供 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連絡体制の強化 [1-6(1)] ・ 住民等への情報伝達の強化 [1-6(2)、5-1(2)] |
| 3 地域防災力の強化 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織等の育成強化 [1-1(12)、1-6(6)、6-2(4)] ・ 消防団の災害対応力強化 [1-1(13)、2-3(4)] ・ 地域コミュニティ力の強化 [6-3] |
| 4 公共交通の確保 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の公共交通ネットワークの確保 [5-2(3)] |

5 資産の適正管理

- ・ 空き家対策 [1-1(7)]

横断的分野(6) デジタル活用

大規模災害への対応力を強化するため、デジタル技術を活用して、災害対処能力の向上、平時の施設管理等に取り組む。

1 デジタル技術の活用

- ・ 防災DXの推進 [2-3(8)]
- ・ 職員によるデジタル技術の活用 [6-2(5)]

2 円滑な通行の確保

- ・ 災害に備えた道路交通環境の整備 [1-6(7)]

3 基盤施設の整備・老朽化対策

○道路施設

- ・ 道路施設の長寿命化 [1-1(4)、1-2(10)、2-1(6)、2-2(2)、5-2(2)]

○津波防災施設

- ・ 津波等防災施設の整備等 [1-2(2)]

○河川等の防災施設

- ・ 河川改修等の治水対策 [1-3(1)]
- ・ 内水危険箇所の対策 [1-3(2)]

○土砂災害等の防災施設

- ・ 土砂災害対策施設等の整備・改修 [1-4(1)]

○上下水道施設

- ・ 水道施設の防災機能の強化 [2-1(3)、5-4(1)]
- ・ 下水道施設の防災機能の強化 [2-5(3)、5-4(6)]

第8章 計画の推進と進捗管理

第1節 住民総参加による取組

本計画の推進に当たっては、住民、企業、国、岩手県、周辺市町村等の地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方が重要である。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、住民総参加の取組として、本計画を着実に推進していく。

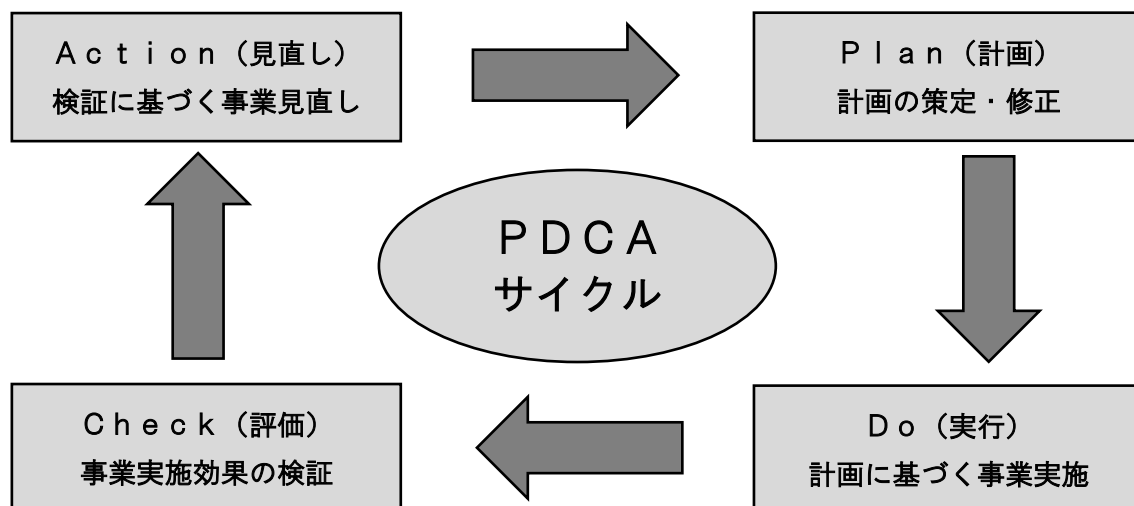
第2節 計画の進捗管理と見直し

1 PDCAサイクルの徹底

本計画の実効性を高めていくためには、今回策定した本計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通して、次に実施する施策を見直していくことが重要である。

本村では、これまでも効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、住民の視点に立った成果重視の行政運営を図るため、達成状況や課題等を検証の上、次の政策等に適切に反映させる「行政評価」を行っている。

本計画においても、本村の行政評価の取組の実績を踏まえつつ、PDCA（「計画」→「実行」→「評価」→「見直し」）サイクルを確立し、設定したKPIに基づく徹底した進捗管理を行う。



2 KPIの進捗管理

本計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、本計画の実効性を高め、その着実な推進を図る。

具体的には、本計画において設定したKPIについて、その進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、必要な対策の追加や見直しを行い、施策・事業に反映する。

3 ほかの計画等の見直し

本計画は、本村の強靱化の観点から、本村における様々な分野の計画等の指針となることから、ほかの計画等においては、本計画で示された指針に基づき、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図る。